

令和2年第2回会津坂下町議会定例会会議録

令和2年6月4日から令和2年6月12日まで第2回定例会が町役場議場に招集された。

令和2年6月8日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 小畑博司	8番 佐藤宗太	9番 山口享
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 青木美貴子	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐藤仁一	書記	川田良子
書記	橋本吉嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	齋藤文英	副町長	日下亮
教育長	鈴木茂雄	会計管理者	五十嵐吉雄
総務課長	大島光昭	政策財務課長	佐藤銀四郎
生活課長	村山隆之	建設課長	板橋正良
産業課長	佐藤暢一郎	教育課長	上谷圭一
子ども課長	佐藤美千代	監査委員	仙波利郎

◎開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前 10 時 00 分）

◎議長（水野孝一君）

本日の議事日程はお手元にお配りした議事日程（第 2 号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、7 番、小畑博司君、8 番、佐藤宗太君のお二人を指名いたします。

◎一般質問

◎議長（水野孝一君）

日程第 2、これより一般質問を行います。

まず、通告により、11 番、五十嵐一夫君、登壇願います。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）（登壇）

皆さんおはようございます。11 番、五十嵐一夫であります。通告の順に従い一般質問をいたします。

今、日本だけでなく世界中がコロナウイルスによる困難の最中であります。半年前にはコロナのことが報じられても、このように世界を混乱させるとは想像していませんでした。本当に明日のことは分からないものです。予想し得ないことが起きても、国も自治体も、私たち個人も、常に対応できるよう備える心がけを必要と感ずる時代となったのでしょうか。

去る 3 月には当町議会の改選選挙がありました。今回は 2 議席減で新人 2 名がご当選されました。ご活躍を期待するものです。私も議席を得、議員としての最大の特権である執行者との議論を再度できる立場になりました。その特権を活かして議論できる日本の議会制民主主義に感謝しながら、通算 80 回目の一般質問を行います。

今回は避けて通れないコロナ問題と国定公園の拡大編入になるか、公園の維持管理について何うものであります。

第 1 に、国定公園の指定が実現するのかであります。福島県は自然に恵まれ、風光明

媚な名所、旧跡が多く、国立公園、国定公園、県立自然公園などがあります。しかし坂下町にはその区域はありません。残念ですが与えられた自然や地形ですので致し方ありません。

すぐ近くの坂下町から 500mほど柳津町に入ると、只見柳津県立自然公園に指定を受けた区域があります。今、越後三山只見国定公園に只見柳津県立自然公園を拡張し、坂下町の一部区域を含め指定編入の動きがあります。もし指定編入が実現すれば、坂下町にとって国定公園区域が坂下町にあるということで、町の印象が向上されるのではないのでしょうか。

区域が指定を受けると、保護と規制、開発、改良など、当然今までとは違った対応や生活を町や地区住民に余儀なくされることなど、影響があるかと思います。指定される区域の範囲、指定によって、指定された区域はどのようなになるのか伺うものです。

そこで次のことについて質問します。

- 1、編入指定がどのような経緯で進められたのか。また、指定区域の範囲について。
- 2、指定されるとその地区にとっての制限や制約があるのか。また整備や維持管理に伴う国県の支援などが期待できるのか。
- 3、指定を町は望んでいるのか、指定関係地区住民への周知などなされたのか、また指定に期待するものがあるのかであります。

第2、コロナ禍によるこれからの町職員の対応、庁舎のあり方についてであります。

コロナウイルスにより、全世界中が混乱に陥っています。日本でも国、県、市町村がそれぞれ対応に苦慮しています。また住民も辛抱強く耐えて日常を送っています。現状については述べる以上に皆様も承知していますので申し上げます。

新しい生活様式という言葉安倍首相が述べました、町も今まで計画したことに変更を余儀なくされていきます。これからどうするのかです。町として新しい生活様式を念頭に、庁舎での町としての対応、職員の職務のあり方について、対応を伺うものです。

そこで次のことについて質問をします。

- 1、コロナ禍によるこれからの対応として、「新しい生活様式」と町はどう向き合っていくのか。
 - (1)職員の職務上の心得についてどのように、どのような指示するのか。
 - (2)庁舎内での職員の来庁者との対応について。
 - (3)庁舎外における説明会や会議における対応について。

2、現庁舎は、今回求められた人同士の接触機会の削減、いわゆる3密機会の減少について、職員同士・来庁者との対応において構造的に対応が困難な部分があります。

また来庁者との対応において業務の守秘が守りにくくなっています。これを機に庁舎の早期の改修に取り組むべきと思慮いたしますが、見解を問うものであります。

第3に、公園の維持管理の現状とこれからのあり方についてであります。

町には多くの公園あります。その公園の目的は利用者の地区、利用者の年代、利用する時代によって背景が違ってきます。しかし公園には必ずといっていいほど遊具があります。遊具を利用するのは幼児・児童がほとんどで、親は付き添いとしての利用でしょ

うか。今回取り上げましたのは遊具の維持管理が望ましい姿で管理されているのか問うものであります。質問として取り上げる前に、何か所か見てまいりました。現状を踏まえ次のことを質問します。

- 1、公園の維持管理はどのようになされるべきなのか。
- 2、遊具の老朽度や危険度を定期的に調査しているのか。
- 3、これからの公園の将来像をどのように見据えているか。
- 4、町内外からの利用者が多い鶴沼緑地公園、公園の範囲は鶴沼側全般を対象であります。町の元気のためにも催しやイベントができるようなステージ設置の検討をしてはどうか、であります。

以上、壇上よりの質問を終わります。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

皆さんおはようございます。

11 番 五十嵐一夫議員のお質しのうち、私からは、ご質問の第 2 の 2 についてお答えいたします。

庁舎における新型コロナウイルス感染防止対策は、密閉・密集・密接の「3 密」を避けるため、来庁者に対しましては、消毒液を配置し手指消毒を呼びかけるとともに、窓口への飛沫防止パネルの設置や、密閉を防ぐための定期的な換気、庁舎内のドアノブ等の共用部分を中心に消毒を実施しております。職員に対しましては、業務中の密集を緩和するため、中央公民館の会議室を利用した執務室の分散や、在宅勤務、休日への勤務時間の振り替えなど、分散勤務を実施してまいりました。

議員お質しのとおり、現庁舎はスペースが乏しく、「3 密」を回避するには限界があることも現実的な課題であります。また、窓口につきましても、個別に対応する場所が少なく、プライバシーの保護について十分な対策を講じることが困難であるため、新庁舎の早期建設が必要であると認識しております。

新庁舎の建設につきましては、第六次会津坂下町振興計画後期基本計画期間中に再開することとしておりますが、「会津坂下町財政健全化アクションプラン」に示した財政健全化に向けた目標値である財政調整基金残高 4 億 5 千万円、実質公債費比率 10% 以下、さらに行政センター建設基金残高 7 億円を目標としております。

現在、令和 2 年度の予算をもとに財政シミュレーションの見直しを行っているところではありますが、おおむね令和 7 年度には達成できる見込みでありますので、引き続き財政健全化に取り組み、併せて、最優先課題として職員及び町民の命を守っていくこと

に努めます。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

おはようございます。

私からは、ご質問の第1についてお答えします。

はじめに1についてお答えいたします。

福島県の自然公園の現状につきましては、国立公園が1カ所、国定公園が1カ所、県立自然公園が11カ所となっておりますが、本町における自然公園の指定は今のところございません。

今般の「只見柳津県立自然公園」の編入は、環境省が福島復興の新たなステージに向けた支援方針「福島再生・未来志向プロジェクト」の一つとして、県内の自然資源活用による復興「ふくしまグリーン復興構想」の策定により、環境変化を踏まえた県立自然公園の見直しを図ったものであり、2019年に関係自治体等への説明会を開催し編入への一歩を踏み出し、併せて県はJR只見線が全線開通する2021年を目指すとしております。

指定区域の範囲については、有識者ヒアリングの意見により、国定公園としてのまとまりを考慮し、只見川沿いの柳津町境から阿賀川合流地点までを区域に含め、隣接する越後三山国定公園と地理的及び利用の連続性を踏まえて国定公園に編入するものであります。

次に、2についてお答えします。

本町の指定区域は、保護規制計画で、一番規制が緩い「普通地域」になる予定であります。この「普通地域」では、一定規模以上の工作物の新築や土砂の採取等、多少届出が必要になる場合がありますが、本町においては、河川区域のみなので町民の方への規制は少ないものと考えます。

また、整備や維持管理にともなう支援ですが、区域の法的な維持管理については県が行うこととなっております。なお、県より本町の指定区域については、現在のところ整備計画がないと確認しております。

次に、3についてお答えいたします。

今回の指定に関し本町としては、国定公園の越後三山只見国定公園に会津坂下町の名が加わることは、本町のイメージアップにもつながり、また少なからず観光面でも集客要因のひとつと捉えております。指定区域の地区住民への周知は、今回の指定区域が河川区域のみとなるため説明会等を開催する予定はありませんが、要望等があれば県と連

携しながら進めてまいります。

今回の指定では、国定公園のネームバリューを利用した観光等のPRのほか、只見線沿線の各自治体との連携を今まで以上のものとし、交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えております。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

私からは、ご質問の第2の1についてお答えをいたします。

はじめに、(1)についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためには、国や県が定める感染拡大防止施策を順守し、「人との間隔を空ける」、「外出時や屋内にいる時はマスクを着用する」、「手洗いや手指の消毒」、「こまめな換気」など「新しい生活様式」の定着が重要となっております。そのため、町では、町民の皆様に対し、広報紙、ホームページや防災無線を通じて、随時更新した情報を提供しているところであります。

職員に対しては、本年2月27日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して以来、自らが感染しないよう手洗い・うがい、手指の消毒やマスクの着用を励行するとともに、「3密」と言われる「密閉・密集・密接」の場所を避け、不要不急の外出は自粛するよう対策本部会議や課長会議を通じて周知してきたところであります。

また、職場内の感染拡大防止の観点から、休日を活用した分散勤務、中央公民館の一室を利用した庁舎外勤務の実施や在宅勤務に取り組めるよう要綱等を整備し、職場環境に配慮してまいりました。

5月25日付けですべての都道府県の緊急事態宣言が解除となりましたが、新型コロナウイルス感染症の終息時期は依然不透明であることから、職員一人ひとりが「新しい生活様式」に示された「3密の回避」、「手指消毒や窓口等でのマスク着用」、「不要不急の移動、往来の自粛」など基本的な感染防止対策を継続して実践するよう周知してまいります。

次に(2)についてお答えをいたします。

来庁されるお客様の対応につきましては、職員のマスク着用、窓口用飛沫防止パネルの設置や施設出入口の消毒液設置を行うとともに、共用部分の消毒作業も行うなど感染予防対策を講じております。なお、郵送などの方法で窓口にお越しいただかなくても対応可能な手続きもご案内しながら、不要不急の来庁や混雑時の来庁については、ご遠慮いただくようお知らせしてまいります。

次に(3)についてお答えいたします。

5月27日に改定された県の感染症拡大防止対策によりますと、イベント等の開催における留意点としまして、屋内においては収容定員の半分以上の参加人数にすること、手

指の消毒、マスクの着用、室内換気などの適切な感染症防止対策を講じることが示されております。

庁舎外における説明会や会議につきましても、これらの要件に照らし合わせ、急を要しないもののうち、書面での対応が可能なものについては実施を見送るなど、開催の可否についてその時の状況を勘案しながら判断してまいりたいと考えております。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

おはようございます。

私からは、ご質問の第3についてお答えいたします。

はじめに1についてお答えいたします。

鶴沼緑地公園をはじめとする都市公園は、屋外における休息、運動等のレクリエーション活動を行う場所であるとともに、地震等災害時における避難地などとしての機能を目的とする施設であります。このような都市公園の性格から、本来の機能に支障を生じることを避けるため、各都市公園の維持管理につきましては、会津坂下町都市公園管理人設置要綱に基づき管理人を任命し、自治会等のご協力をいただきながら、日常点検、清掃などを随時実施しております。

今後も、都市公園本来の機能を維持し、利用者の方が安心して利用できるよう、適正な管理に努めてまいります。

次に2についてお答えいたします。

遊具の老朽度、危険度の定期的な調査につきましては、都市公園法の改正により、年1回の遊具の安全点検業務が法令化されたことに伴いまして、今年度より専門技術者による定期点検業務を委託しております。

今後は、点検結果に基づいた対応が求められますが、利用者の安全と安心は担保されるべきものであり、専門技術者による定期点検結果に基づいた適切な対応を取ることで、重大な事故を未然に防ぐことにつながると考えているところであります。

次に3についてお答えいたします。

都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、都市環境の改善、都市防災性の向上など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であります。また、都市公園法では都市公園の設置及び管理に関する基準が定められており、都市における緑と公共オープンスペースを整備、保全、活用し、良好な都市環境を形成していくため、今後も、都市公園法の趣旨に則って的確に運用していくことが重要であると考えております。

次に4についてお答えいたします。

鶴沼緑地公園へのステージを設置してはとのご提案であります。公園管理者といたしましては、仮設ステージの設置による対応をお願いしたいというふうに考えておりま

す。

鶴沼緑地公園は河川区域内であり、土地の占用や工作物を新設する行為は、河川法の規制を受け管理者の許可が必要となります。河川の安全管理のため、流水阻害となり得る施設の固定設置は原則として認められておらず、設置する場合も増水時の支障とならないよう撤去、移動などができる構造とすることが必要となります。

また、他の都市公園への常設のステージ設置につきましても、都市公園法において、都市公園における公共オープンスペース確保のため、公園施設の建ぺい率は原則 2%と規定されておりますので、仮設ステージ設置による対応をお願いしたいと考えております。なお、常設ステージにつきましては特定のニーズがあるものと認識しておりますが、今後も都市公園法の趣旨に従い、公共オープンスペースとしての機能を維持してまいりたいと考えているところでございます。

◎議長（水野孝一君）

再質問あればお願いします。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

それでは、若干再質問をさせていただきます。

まず第 1 から順におつてまいります。指定されると制限や制約があるということですが、地区住民にとって現状の生活に、ほぼ変更がないというふうにお聞きしたんですけれども、そのとおりなのかということが一つと。

あと、掃除とか清掃や、景観管理などで、地区への協力の要請とか、そういったことがあるのでしょうか、その辺伺いいたします。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

それでは、メリット、デメリットについてかと思いますので、整理しまして再度お答えしたいと思います。

今回の指定される地域につきましては、地面じゃなくて河川の部分が指定の該当になります。国定公園、それから国立公園に指定された場合に、その地域が特別地域ですと、工作物等の設置とかで非常に規制を受けられることになりますけれども、先ほど申し上げ

げましたように河川区域のみがその地域ということで、普通地域になりますので、許可ではなく届出だけということになりますので、本町におけるデメリットというようなことでは、現在のところ考えておりません。

それよりもメリットとしまして、河川部分だけではありますけれども、自然環境保全が保てるということで、国定公園化によりまして話題性とか知名度が上がるのが期待できますので、来年度の開通予定されてます只見線の全線開通ともあわせて、交流人口の拡大、それから活性化につながるものというふうに期待されるところでございます。

あと、それから清掃活動の点について、最後にご質問ありましたが、それについてはちょっと現在のところ、まだ詳細なことも決まっておきませんので、今後の検討課題というふうに考えております。以上でございます。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

住民への周知なんですけども、ただいま話しているのは、もう編入されるということをもう想定して話してますので、そういうふうになってほしいと思いますが、住民説明会等は実施しないというようなことでありましたけども、地区への周知、ここについては何かしらこういう動きを報告していただければと思います。地区に限らず坂下町民にこういった動きがあるよと知らせることによって、坂下町民も元気付くんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、一般の方に、他から来た方にでも、水面上だけでもここは国定公園ですよという周知については、どのような方法をお考えになっているのかお伺いいたします。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

今回の只見柳津県立自然公園が格上げになりまして、越後三山の国定公園に含まれるわけですので、区域についてもそれなりに国定公園として拡大されるようになりますので、そのエリアの地図とかについても関係市町村と今後協議しながら進めていくかと思っておりますので、その辺についても今後の進捗の中で検討していきたいと思っております。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

町への、これによってメリット、デメリット、あるのか。そんなに現在住んでいる状態と変わらないということでもありますけども、義務とかそういったこともなかったということで、そういったことについてはどのように分析しているのか、それで、どのようにこれから向き合っていくのかお伺いいたします。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

先ほどデメリット、メリットについて一応のお答えをいたしました。繰り返しになりますけれども、デメリットにつきましては、現在のところないというふうに認識しております。それから逆にメリットということで、河川部分のみになりますけれども、国定公園になるということで話題性、それからイメージアップ、会津坂下町がイメージアップの向上につながるというふうに考えておりますので、デメリット以上にメリットのほうがあるというふうに考えております。以上でございます。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

来年の 2021 年度に決定するようでありますので、編入されるように期待申し上げます第 1 は終わります。

第 2 のコロナであります、いろいろ答弁でもありましたけど、町の建物が構造上どうしても、なかなか 3 密について対応できない部分もあるということはありませんけれども、庁舎内、ちょっと順序が前後しますけども、庁舎の中で戸籍、国保、税務の 1 階の窓口については、いろいろ対策が講じられているようでありますけども、2 階から上にいきますと、建設、産業、総務、政策財務等については、来庁した方とのきちんとした遮断というのがなされにくい配置なんですね、それについてはどのように考えていくのか、これでよろしいとするのか、これからまた改善する余地があるのかお伺いします。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

確かに、今、五十嵐議員お質しのとおりでありまして、最初は1階、とにかく窓口対応、これがどうしても来庁者の方が、やっぱり多いですから、どうしても遮断しなければならないというようなことで、飛沫防止というようなことで早急に対応をした部分であります。ただ、あと2階、あるいは3階というようなことになってきますと、1階ほどの来庁者はないのかなというようなところでの勘案はしたところではありますけれども、今おっしゃったとおりに、確かに遮断はしていかなければならないという認識は、これ十分もってます。

その中で、なかなか県のほうで示した、いわゆるコロナの感染防止対策などにもものつかったような状況にもなるわけでありましてけれども、いわゆる分散勤務であったりとか、対面で対応しなかったり、マスクを必ず付けて対応するとか、そういった基本的な対応でもって今は2階、3階の職員についてはお願いをしたいというようなことでやってございました。

ですので、ちょっと今、飛沫感染用のパーティションも準備させていただいたんですが、なかなか業者のほうも納入ができないような状況でありましたので、全部になかなか配置というなのも難しいような状況であったというようなことも、若干付け加えさせていただきますと思います。以上です。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

職員の方が自宅で勤務、そういったことも答弁の中でありましたけれども、私も今、会議に参加できないからということで、昨日、テレビで会議をしたり、あと代議員への陳情をテレビでやったりとか、そういったことがありまして、少し勉強になりましたけれども、在宅勤務の場合に、例えば町と職員との連絡とか、そういったことについては、こういったインターネットを利用してやるようなことを考えているのか、それとも単なる電話だけくらいでやっているのか、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

在宅勤務につきましては、実際やっぱり情報の関係の持ち出しの関係もありますし、それからあとテレワークとか、そういったリモートワークというようなことで回線を使ってというようなことは、今の状況ではできないような状況になっています。

ですので、今回の要項で定めた部分につきましては、特に幼稚園の先生、それから保育所の保育士の方々について、どうしても園児が、こういう状況ですから、家庭でみられる方はみてくださいよというようなことであったり、幼稚園に学校と同じように休園になっているような状況であれば、その方々に一応、いわゆる教材とか何かの作成ですね、幼稚園の先生であればいろんな教材とか何かつくらなければならないので、そういったものを在宅でやってもいいですよ、そこに職員だけが集まってきてもしょうがありませんので、いろんな教材とかにつきまして、各所属の長に報告をして、こういった内容でやりますというようなことのいろんな報告の様式なども定めた中で、そういった在宅勤務というようなことでしている状況。実際には事務方としては、テレワーク、リモートワークというのはちょっと今のところはできないような状況であります。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

コロナ対策の事例がですね、これがきっかけとなってインフルエンザ流行についても、やはりこれが適用されたりするのか、いわゆるこういったコロナ対策が持続的にずっと、これからも続いていくのか、そこについてはなかなか判断しにくい部分があるかと思いますが、もしインフルエンザが例年どおり出たりしたようなときには、やはり今みたいなコロナと同等の対応を行うのか、その辺の考えはいかがでしょうか。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

もともとこれ新型コロナというようなことで、対策本部なんかもそうだったんですが、もともとはインフルエンザの対策からこういうふうにして新型コロナというふうになったわけありますので、これもやっぱり全国的なインフルエンザの状況で、どういったインフルエンザ、いわゆるサーズとかマーズとかというような部分もインフルエンザということの分類に多分されると思いますけれども、そういった感染の状況になるのか、通常といいますか、いつも年末であったり、寒い時期に流行する、いわゆる感冒に近いようなインフルエンザというようなところと同じような解釈にするかというようなことでありますけれども、ただその感染の状況によっては、やはりそういった対応もしていかなければならないというような認識は十分もってます。

ですので、今回、今、在宅勤務のお話、ちょっとお質いただきましたけれども、分散勤務というようなことで中央公民館のほうに二つほど部屋をつくりまして、これは基

幹系の情報漏洩になりませんので、基幹系のいわゆる業務も可能ですので、サーバーと接続もなってますので、そうった状況でのリモートワークというのは、これは現在もしていたというような状況であります。これ 5 月 31 日までというようなことでさせていただきました。それ以降は施設を開放しなければならないというようなところもありましたので、そういった対応もしているということでご理解をいただきたいと思います。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

コロナ対策のいろんな対応、私も今まで手なんて、庁舎に入ったりとか、いろんなところ洗ったりとか、そんなことは家に帰ってもやったことはありませんでしたけれども、今回、こういったことを機に、衛生度が増してきたのかなと思います。

もう一つ、町長から庁舎の件で答弁がありましたけれども、今回、町長の答弁では従来の計画どおりだということでもありますけれども、庁舎は皆さんご存知のとおり、耐震度が劣る、あと老朽化による雨漏りが心配あります。そこに今回の 3 密対策というのが講じにくいというような新たな問題が出てきたわけです。やはり早期に庁舎の改築が必要ではないかと私、思うんです。

また、2 階の建設、産業、総務、政策財務等に行きますと、来庁者との遮断というのがあまりありません。ほかの、今、新しい、どこに行っても庁舎はカウンターがあって、そこから中には入れないように、部外者を入れないようにしております。やはり機密事項、そういったことが持ち出されたり、盗み見されたりということもありますので、その辺も改善するためにも庁舎の改修、改築は、私は喫緊の課題だと思うんですが、その辺を踏まえて、いかがでしょうか。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

五十嵐議員ご指摘のとおり、今の現状を考えますと、早期の庁舎建設が望まれるという状況でございます。今、会津坂下町では財政健全化に向けた財政シミュレーションの見直しを進めているところであります。その中で、町長から答弁をさせていただきました財政調整基金の残高であったり、実質公債費比率の低下であったり、あと行政センター建設基金の残高を早急に達成をさせていただきまして、早期の庁舎建設が実現できるよう財政シミュレーションの見直しを行っているところでございます。

9 月の第 3 回定例会においては、議員の皆さまに内容をご説明したいというふうに考

えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。以上です。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

前向きな答弁で、いろいろ期待をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、第3の公園についてでありますけれども、ちょっと遊具について、ちょっと見ますと、公園というのはいろいろ都市公園とか、農村公園とか、児童公園とかいろいろありますが、全部ひっくるめて、どこにでもある、集落にもある公園も含めながらお話をさせていただきます。

結構ね、遊具が老朽化していて使用できないものがありますが、そういったものについてね、現状の把握がなされているのか。答弁の中では、今度、管理について法令化されるということではありますが、それは安全点検の業務というのは都市公園だけに限られるのか、その辺もあわせて答弁いただければと存じます。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

この度の法定点検につきましては、都市公園法の部分での改正がありまして、都市公園において死亡事故等、多く発生したという部分がありまして今回の改正に至っているというふうな形できております。今回につきましては、土地公園法において法定点検が義務化されたという部分でございます。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

全体的に遊具とか、そういったものについて町のほうで施設をつくってあげたりした以上、そういった遊具についての管理台帳とか、そういったものが一律設置して老朽化度を確認するのに大変参考になると思うんですが、そういったものはあるのでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

都市公園におきましては都市公園の台帳がございまして、その中で遊具が、どういう遊具が設置されているのか、どういうふうなコンビネーションの遊具があるのかという部分を記載させていただいております。それに基づきまして、今回の法定点検をさせていただくという部分でございます。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤産業課長。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

農村公園につきましては農村公園の台帳というのがございます。その中で遊具の設置個数とか、種類とかありまして、管理のほうは行政区長と契約を結びまして管理のほうをお願いしています。壊れた箇所とか危険な箇所があれば連絡いただいて、予算の範囲内で修繕していくというようなことでやっております。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

公園における遊具関係において、町が設置したり、そういった町も関わっていますから、もし事故が起きた場合にはどのような責任が発生するのか、町に責任がくるのか、あとはあくまでも危険が伴う遊具というのはありますから、自己責任になるのか、その辺の考えはどのようなものなのかお聞きいたします。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

設置者責任という部分については、町のほうに責任があるというふうに私どもは考えております。そのためには老朽化している遊具等については使用を許可しないということで、危険度扱いにして、实际的に撤去をするのか、補強して、もう一回補強して使用に耐え得る部分にしていくのかという部分は、様々な老朽度によって対応していきたいというふうに考えているところでございます。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

都市公園なんかは結構管理が町がしているので、今回も安全点検業務が法令化されたということですので、ただ、都市公園以外について、この安全点検業務に準じて、そちらのほうも管理していくのかについて伺う、まずこれについて伺いましょう。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

農村公園の遊具につきましても都市公園と同じような考えでやる方向で、方向といいますか、都市公園と同じようなことで考えております。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

管理徹底していただいて、遊具の点検をよくしていただきたいと思います。

その中で、公園が結構、鶴沼球場の隣の公園は非常に外からの来客ありますけれども、ほかについては、見ましても、使用頻度が、児童数が少なかったりしてるから、本当に頻度が少なくなってます。これからのあり方をどう考えるのか。

あと老朽化して、もうシーソーがちょっと腐っていたりとか、あと滑り台、昔のモルタルでつくって、もう乗らないですね、乗ると、聞いたら、もうそれは誰も乗らないよと、乗ったら滑り台、ズボンが破けちゃうよなんていうところもありました。非常に現状をよく把握していただいて、管理に努めていただきたいですけども、そういったものについての撤去とか、そういったことを考えているのか。

あと、これからの公園対策について、どうあるべきなのかお伺いしたいと思います。どっちかというところとそっちかな。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

修繕のきくものにつきましては修繕すると、修繕のきかないものについては、もう危険であるというものについては、行政区の区長と相談しながら撤去というような方向で考えております。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

うまく点検やって、撤去するものは撤去してください。今回、噴水の撤去なんてありましたけども、噴水もそのままおいてあるよりは、違う危険なところを先にやるべきかなとも思いますので、そういったことをお願いしたいと思います。

あと、ステージなんですがね、私、ちょっとこういったことやったらどうかというのは、町にね、やっぱりみんながわいわい騒いだり、元気を出すために、児童だけでなく若者も使えるような、あとお年寄りも使えるように、あといろいろそこでゲートボールをやったりしますけども、ステージなんかがちょうど野球場の近く、公園、南幹線から行ったところ、あそこのところの一角にあると非常に、雨が降ったりとかそういったことなるんで、ぜひ必要かと思いますが、仮設的なことで対応していきたいということではありますが、恒久的なものが私はあれば、まだまだあそこのグレードがアップするのではないかと思いますので、これについての考えをもう少し聞きたいと思います。

また、公園のところの老朽化した橋、これについて、今後見通しがあるのか、あわせてお伺いします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

常設のステージという要望される部分も確かにあるかと思います。今現在、なるべくオープン的な、町管理者としては、あのスペースにつきましては、芝生広場としてオープン的なスペースで管理していきたいというふうな考えも持っておりますので、そのステージ設置、様々なイベントをしたいという団体、事業者の方に対しましては、その事業に応じたようなステージを、仮設でも構いませんので設置していただければというふうには考えているところでございます。

あと、木の橋につきましては、河川の中にありまして、躯体工作物については、固定の工作物につきましては、なかなか許可が降りないというのが今の現状でございます。

今、どのようにしてあの橋を維持していくのか、新たに飛び石とかと、別な視点で渡れるようにするのも含めながら、今現在、内部でちょっと調査をさせていただいているというような状況であります。その内部で調査している部分について、建設事務所さん、管理者であります、旧宮川を管理しております建設事務所さんとの意見交換をしながら、どの方法が一番いいのか、利活用するには球場と多目的広場が一体となって利活用することによって、集客という部分もあると思いますし、利用頻度も高まると思いますので、その部分を含めて、今、若干研究、調査させていただいているというような状況になっております。以上であります。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

最初の答弁の中でもステージの必要性、ニーズについては十分承知しているよと私は理解しましたので、今後いろいろ執行の中で検討、そういったことをぜひともしていただきたいと申し上げ、一般質問を終わります。

◎議長（水野孝一君）

これをもって、五十嵐一夫君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により 3 番、物江政博君登壇願います。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長（水野孝一君）

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)（登壇）

おはようございます。

3 番、物江政博でございます。通告に従い一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、新型コロナウイルスについて質問します。

新型コロナウイルス感染の影響で今や全世界が恐怖に苛まれています。わが国では、4 月 20 日に発令された緊急事態宣言に伴う自粛要請のため、今までの日常生活が大きく変化したことは誰しもが感じることであります。特に小中学生においては緊急事態宣言が発令される以前の 3 月 4 日から登校制限がなされ、人生の思い出の一つでもある卒業式、入学式が縮小されたものとなり、児童はもとより保護者の方々にとって誠に残念なこととなりました。

しかしながら、これらはすべて自分の命を守り、周りの人々の命を守ることを大前提とした国策であることは誰しもが認めるところであります。新型コロナウイルス感染は大きな災害であります、見方を変えれば天災でもあり人的災害でもあります。

幸いにも当町を含む会津地区においては、感染者を出してはいません。しかし、当町でも感染防止対策はなされているようですが、他町村と異なった突起した感染防止策をしているとは感じられず、ただいろんなメディアの情報をもとに住民の方は安堵してるという日々ではないでしょうか。緊急事態宣言を国が解除された今日、我々住民はまだまだ感染の脅威にさ苛まれ不安と背中合わせで日常生活を過ごしているのが現実です。

このような状況を町当局はどのように把握し、対処してきたか、そして今現在どうしようとしてるのか、また、これからどうするかを質問させていただき、住民の誰もが理解し納得する答弁をお願いいたします。そこで質問いたします。

1、当町の今までの新型コロナウイルス感染防止策を伺う。

(1)各公共施設利用者の対策を問う。

(2)感染防止のためのマスク、消毒液など、医療品は十分だったのか。

2、当町の現在の新型コロナウイルス対策を伺う。

(1)登校制限のための学力及び精神面の影響とその対策を伺う。

(2)経営不振に至った商店街への救済策を問う。

3、これからの新型コロナウイルス対策を問う。

(1)新型コロナウイルス感染第2波が到来したときの施策を問う。

次に、有害鳥獣駆除についてお伺いします。

この一般質問は3度目になります。前回の質問で個体数を減らすためには実施隊の成果であると受け止めましたが、現実的にはどうでしょうか。平成30年度に作成された会津坂下町・鳥獣被害防止計画や会津坂下町鳥獣被害対策協議会は十分にその機能がなされているのでしょうか。

また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業は有効に活用されているのでしょうか。有害鳥獣による被害は新型コロナウイルス感染のように見境なく命を奪うものではごく稀ですが、人的被害等も懸念されます。

また、当町を含む隣接町村において、イノシシ、サルは地場産業の農業、果樹農にとって招かざる客であり、生息状況では死活問題であります。早急の対策が必要ではないでしょうか。そして、カラスにおいて何度も言いますが、決して坂下産のカラスとかどこどこ生まれのカラスというのはありません、ですからなおさら、隣接町村及び各関係団体との連携は不可欠であると感じられます。これらの地域全体を有害鳥獣から守るために、次の質問をいたします。

1、当町の令和元年度の有害鳥獣駆除の実態を問う。

2、隣接町村及び各種団体との連携の進捗状況を問う。

以上、壇上よりの質問といたします。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議いたします。

（午前10時57分）

再開を11時10分といたします。

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

(午前 11 時 10 分)

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）

3 番、物江政博議員のお質しのうち、私からは、ご質問の第 1 の 3 についてお答えいたします。

現在、本町におきましては、町民の皆様及び、事業者の皆様のご理解とご協力によりまして、感染者の確認はされておらず、感染拡大が抑えられている状況にあります。一方で、新型コロナウイルスとの闘いは長期戦になります。再び感染が拡大する可能性も十分にあります。今後は、感染の第 2 波に備えた検査や医療体制の強化について、県への要望を継続するとともに、「新しい生活様式」を定着させ、感染予防と経済活動の再開を両立していくこととなります。

町は、町民の皆様や事業者の皆様からの相談に丁寧に対応するとともに、関係機関と連携し、新型コロナウイルスと共生する社会の新たな日常をつくるため、しっかりと取り組みを行ってまいります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしく願います。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

私からは、ご質問の第 1 の 1 についてお答えいたします。

はじめに、(1) についてお答えいたします。

各公共施設を利用される町民の皆様方には、施設の休館により、大変ご迷惑をおかけしてまいりました。国内及び県内の急速な感染増加による、緊急事態宣言に基づき、接触機会の低減を徹底するために、町民の皆様には外出自粛、施設の利用制限のお願いなどを行ってきたところです。町の公共施設全般に言えることではありますが、具体的に町役場庁舎につきましては、感染拡大の防止を目的として、不要不急な用件に関しては立ち入りをご遠慮いただいております。例年ですと届出で混雑する生活課窓口も、昨年と比較して各種申請数に減少がみられました。また、やむを得ず来庁される場合には、

マスク着用や出入口設置の手指消毒の実施、発熱等の症状がないか確認していただくなど、広報等を活用し、感染症対策への協力をお願いしております。庁舎内の対策といたしましては、職員のマスク着用の徹底のほか、窓口業務飛沫防止パネルの設置、共用部の清掃時の消毒作業、事業者の方へ来庁以外の方法での打合せなど、積極的に感染拡大防止の取り組みをしてきたところです。

次に、(2) についてお答えいたします。

感染防止のためのマスク・消毒液などの医療品につきましては、ご承知のように、行政としても入手困難な状況が続いておりました。厚生労働省及び経済産業省が関係団体に増産など安定供給について要請を行い、消費者の皆様にも必要な方々に届くよう、理解・協力の呼びかけ、また転売規制などにより、最近になり、ようやく町内の店頭でも販売を見かけるようになりました。

議員お質しの充足状況につきましては、町といたしましては、手指消毒用の資材不足が懸念されたことから、3 月下旬に町と防災協定を締結している業者を通して、順次購入をしているところです。また、5 月に坂下厚生総合病院へ状況の聴き取りを行った際には、医療現場でもマスクや消毒液、検査ガウンなどの医療資材の備蓄があと1ヵ月分ほどしかなく、入荷の見込みが立たないものもあり品不足が身近に迫っているというお話がありました。町でも備蓄が不足する中で、町民の皆さんや病院、介護、福祉施設などへの医療資材不足が心配される中、地域の民間企業団体からも支援が寄せられ、マスクの寄贈、防護服の提供もありました。今後は、町といたしまして全世帯にマスクを配布できるよう準備を整えてまいります。以上です。

◎教育課長(上谷圭一君)

議長、教育課長。

◎議長(水野孝一君)

上谷教育課長。

◎教育課長(上谷圭一君)

それでは、私からは、ご質問の第1の2の(1)について、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大に伴い、4月16日に国から「全国一斉緊急事態宣言」が出されたことを受け、会津坂下町では、4月22日から5月6日までの期間を幼・小・中学校の臨時休業とし、さらに5月24日まで延長をしたところであります。

その期間、学習面においては、プリント学習を中心とした既習内容の繰り返し学習、体力づくりカードの活用、教育テレビ・教育系サイトの活用により、家庭内においても計画的な学習や体を動かす習慣を継続できるよう指導してまいりました。

5月11日からは近隣市町村にさきがけ、保護者の御協力をいただきながら、小学校は学級を二つに分けて1日おきに、中学校は学年を二つに分けて1日おきに登校する分散登校を5月20日まで実施し、5月21日からは6月1日からの通常再開に向け、全校生の登校を午前中のみの短縮授業により行いました。

今後は、登校制限により学習できなかった内容を、わかりやすく効率的に指導すると

ともに、不規則になりがちであった生活習慣や運動面についても、丁寧に指導してまいります。また、本来7月21日から8月24日まである夏休みを、8月1日から23日までとして8日間を授業日として確保いたします。これまでの分散登校や短縮授業の実施、指導内容の精選・指導方法の工夫等によって、この8日間で臨時休業による授業の遅れをほぼ取り戻すことができると考えております。

また、生活面については、休業期間中、教職員が電話により子どもの様子を確認したり、家庭訪問を行うなど、学校へ行けない、友達に会えない、外出ができないなどによるストレスや生活習慣の乱れを未然に防止することに努めてまいりました。今後も、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等、関係機関との連携により、子供たちの精神面のケアに努めてまいりたいと考えております。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

私からは、ご質問の第1の2の(2)と第2についてお答えいたします。

はじめに、第1の2の(2)についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症により、緊急事態宣言による自粛要請の影響を受けた町内事業者は、営業自粛要請解除となった今でも、先行きが不透明であり、地域経済活動が停滞している状況は、町の緊急的課題として、深刻に受け止めております。

現在、国・県の支援情報に合わせ、町内事業者の方々に対し、融資制度を含む支援情報の提供・相談等を商工会や金融機関と連携し、取り組んでおります。これらの支援を含む対策として、今般計上しました補正予算については、国の地方創生臨時交付金を原資とする「会津坂下町生活支援事業」として短期的かつ長期的な支援及び対策を計画いたしました。

それら経済対策は具体的には、町独自支援策として、営業自粛に協力した事業者に対する県が実施している協力金交付事業に町独自基準で上乘せした「営業自粛協力事業者応援金交付事業」や感染防止対策をした事業者に対する「感染防止対策事業者応援金交付事業」等に対する交付金の支給を実施してまいります。

また、さらなる支援策としては、地域経済活動が停滞した状況から経済循環を復活させる起爆剤として、町全体の消費拡大・消費喚起を促すため、町内のみで使用する「プレミアム付き商品券発行事業」を行うことで、長期的に町内事業者の救済策及び町の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、第2の1についてお答えします。

本町における鳥獣被害の現状といたしましては、イノシシや熊及びハクビシンによる収穫前の農作物の食害、また、イノシシによる水田畦畔や果樹の根元の掘り起し被害を中心として増加傾向にあり、令和元年度における鳥獣被害対策実施隊の出動回数は130

回と年々増加している状況にあります。

また、被害地域も中山間地だけに留まらず町内広域に拡大してきている傾向にあることから、農業被害はもとより人的被害を未然に防止するうえで、被害発生時に効果的な対策を迅速に講じていくことが極めて重要であると認識しております。

町といたしましては、鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣捕獲及び防止対策等を的確かつ効率的に実施するため、会津坂下町鳥獣被害防止対策協議会を設置したところであり、今年度からは被害が多発する集落代表者を新たに会員に追加し、鳥獣の個体数減少に向けた対策及び農地等の適切管理と侵入防止対策を大きな柱として、農業被害と人的被害の未然防止に向けた対策を展開しているところであります。

個体数減少に向けた対策につきましては、被害状況を的確に把握するとともに、被害拡大が懸念される場合や民家に近く緊急性を要する場合には、集落及び鳥獣被害対策実施隊と連携し、罠設置による鳥獣の捕獲、駆除に当たっており、今年度においては既にイノシシ2頭、熊1頭を駆除したところであります。

さらに、農地等の適切管理と侵入防止対策につきましては、農地等の草の刈払いや伐採、鳥獣の餌となる放置果樹や生ごみ廃棄を抑制するなど、住民一人一人が問題意識を持ち集落ぐるみでの対策が必要であるとともに、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用した電気柵等の設置を推進するため、被害発生集落を中心に説明会を開催しているところであります。

しかし、有害鳥獣は多種であり、その被害は予測が困難で町内広域に渡ることから、鳥獣被害防止対策協議会を中心に町、行政区、関係機関が一体となり、駆除と侵入防止対策を並行して取り組むことが極めて重要であると考えておりますので、今後は、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した罠の増設を行い駆除対策基盤の強化を図るとともに、説明会等を開催し住民意識の向上と侵入防止対策の支援に努めてまいります。

また、旧町内におけるカラス対策につきましては、自治会と連携したレーザーポインターによる追い払いを展開し、一定の効果が得られたことから、台数を増設し希望する行政区に貸出を行うとともに、カラスの集まる一要因である集積所への家庭系生ごみの適切な出し方について周知徹底を行い、総合的な対策に努めているところであります。

今後も、住民、行政区、町それぞれの役割のもと協働でカラス対策に取り組んでまいります。

次に、2についてお答えします。

有害鳥獣対策におきましては、隣接する町村においても本町同様の対策を独自に展開しており、ニホンザル以外の鳥獣対策で隣接町村と連携した取り組みを行っていないのが現状であります。

しかし、鳥獣被害は町村境でも発生しており、個体数減少に向けた駆除を効率的かつ効果的に行うためには隣接町村との連携が重要であると考えられますので、連絡調整や情報交換に努めてまいります。

さらに、昨年度、会津地方振興局が中心となり発足した会津地域課題解決連携推進会議における重点プロジェクトの一つに鳥獣被害対策の強化も位置付けられ、その取り組

みとしてハザードマップの作成、駆除隊員の人材育成、専門チームの設置、ＩＴ活用による効率的対策など、会津全体で新たな対策の検討を進めるとしておりますので、本町も積極的に関わってまいりたいと考えております。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いをいたします。

◎3 番（物江政博君）

議長、3 番。

◎議長（水野孝一君）

3 番、物江政博君。

◎3 番（物江政博君）

それでは、順序に従いましてやっていきますが、私の質問はわかるとおり、過去、現在、未来というような意味合いでもって新型コロナウイルスについて質問しております。

まずはじめに、過去と言ったならばすぐ近くのことなんですけども、コロナウイルス感染が始まったときに、他町村ではいろんな施策なり、こういうことやりますということを経営に載せてきましたが、坂下町は最近になって、5 月末になってからは新聞に載せるようになったんですが、当時、なかなか載らなかったとか、載せなかったと思います。それについてどういうふうにお考えだったんでしょうか。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

実は新聞社のほうの取材の関係もございます。これちょっと一番最初に私思いついてしまって、これ申し上げてしまうんですが、確かに県のほうの指示と対策本部の会議の中では、コロナの対策、当然、一番大変だったのは、たぶん教育現場が一番大変だったと私は感じていたんですけども、そういった対応の仕方については、いろんな機関紙、広報紙ですね、そういうのもって出すようにはしておりました。

ただ、新聞に確かに課長会なり、その対策本部会議なりでみますと、どうしても坂下町の記事がなかなか取り扱っていただけないというようなところも、ちょっと不満もちょっと我々としてはあるわけでありまして、そういったような状況で、全く県頼み、国頼みというようなところではないというようなことで、その辺はご理解いただきたいと思います。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

それでは、総務課長の答弁にあわせて、対策本部会議、生活課で担当しておりますので、こちらのほうからも答弁させていただきたいと思います。

対策本部については、会津関内でも、本町の場合ですけれども、いち早く立ち上げというのを行いましたので、何も手抜きしていたり、そういったことというのは全くございませんでした。あわせまして、業務継続計画、BCPなどもいち早く策定しましたし、本町としてやるべきことというのは、果たしてきたつもりではあります。

あと、町民に対して広報しております対策本部からのお知らせということで、随時発行しておりますので、正しい情報ということで、私たちはデマとかそういうのを打ち消すためにも正しい情報を今までも出してきたわけですので、これについては今後も続けていきたいというふうに考えております。以上です。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長(水野孝一君)

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

別に手抜きしているとかそういうふうな話ではなくて、一生懸命やってらっしゃることは理解しております。ただ、やっぱり住民の方からすれば、やはり情報が入らない、どうなっているのかと、ほかの地域の情報は入るんだけど坂下町が入らないということで不安になったかと思います。

ですから、これから先、未来の話、先の話になりますが、本当に感染が第2波がくるんじゃないかといわれている中においては、いち早くその情報を住民に伝えていただきたいと思います。

次に、子ども、小中学生の件なんですけど、だいぶ春休みが長く、学力的にも落ちたというとおかしいことなんですけども、それを補うためにプリントとかいろんな面で現場の方々には苦勞されているのはわかります。そのために夏休みが少し短くなるというか、そういうふうな状況において、子どもたちにとっては、今年はそれこそ楽しみにしていたお祭りもない、夏休み短い、もしかしたらこの先、運動会なりとか、秋祭りとかというのなくなるんじゃないかというような、そういうふうな面ですね。そういう面の精神的なケアというか、学校に関しての生活態度に対する精神面は、ソーシャルケアさんとか、スクールカウンセラーさんが大変よくやってくれていると思います。

それ以外の文化的というか、この地域性を活かしたのに対しての子どもたちの心のケアというか、それはどういうふうに考えてられるか、ありましたらお願いしたいと思います。

◎教育課長(上谷圭一君)

議長、教育課長。

◎議長（水野孝一君）

上谷教育課長。

◎教育課長（上谷圭一君）

小中学校につきましては、先ほどお話しさせていただきましたとおり、4月の緊急事態宣言が開始されてから、様々な対応をとってまいりました。結果的に会津坂下町の場合は、いち早く分散登校等を開始しまして、8日間、夏休みを実施することによって遅れを取り戻せるということになります。

あと様々な行事等につきましても、やはり一番最優先すべきことは生命、命を守ること、健康面を守ることということになります。当然それとあわせまして学びの保障をしていくことも非常に大事なことでありますので、可能な限り授業、学校の行事にしても、各種それに伴う部活なり何なりの活動にしても、安全面、健康面をできるだけ担保しながら、リスクをできるだけ少なくしながら対応していくということが前提になりますので、この新しい生活様式といわれる新しい環境の中で、どういうことができるのか、どの程度までならやっていけるのかというのを、これからいろいろ関係者の皆さんとご相談をさせていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

◎3番（物江政博君）

議長、3番。

◎議長（水野孝一君）

3番、物江政博君。

◎3番（物江政博君）

命を守るというのは当然のことだと思います。行事を行えとか、何々をしろというふうなことを出すのも大変難しいことだと思いますが、やはり極端な話、東京とか大阪とか、そういうふうな人数的に1,000人以上の集会はこれから、こういう状態になったときはなるといふような、その地域性を表したようなロードマップみたいなものを町としてはつくる予定があるのか、まだそんなのは必要ないと思っているのか、それをお聞きます。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

人数に応じたロードマップというご質問でありましたけれども、あくまでも国のほうの対策に合わせまして、県、それから市町村のほうでも規模というのは検討していく内容でありますので、準じた形で、大きくは国に準じた形でロードマップというのも作成していきたいというふうに考えております。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長（水野孝一君）

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

国に応じてということになるんですけども、会津地区においては、まだコロナが出ていないと。だから坂下だけの考えではなくて、やっぱり地域的に広域に周りの市町村と相談したうえで検討なされたほうがいいと思いますけど、その点はどうでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

ただいまのご質問については、皆さんがいただいております不安ということに対する市町村の明確な答えがほしいということでありますけれども、先ほどの私のほうからお答えしましたけれども、いろんな不安を取り除くためにも、やはり公式的な基準というのを築いていかなければならないと思いますが、その公式な基準のやっぱりもととなるのは国の基準というふうに考えておりますので、それにもとづいて対応していきたいと思っています。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長（水野孝一君）

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

できるだけ早く、その国の基準も大事だとは思いますが、やはり国の基準に沿って、いいところもあるし悪いところもあると思います。やはりその地域性を活かした対策をとっていただいたほうが私はいいかと思います。要望します。それでもって一応新型コロナについては終わります。

次に、有害鳥獣なんですが、平成 30 年度に作成されました会津坂下町鳥獣被害防止計画書の中に、被害防止対策に関して課題というのがあります。少し読み上げます。

農業者が農作物の被害対策を十分行っていないのにも関わらず、農作物被害があっただけで有害捕獲ができると勘違いしている。その下に、罠の購入は誰でもできるため、罠を購入し、罠許可を持たず罠設置及び無許可で勝手に捕獲を行っている。というような二つの課題というのがあるんです。

その課題に対して、ちょっと矛盾してるんじゃないかなと、被害が起きているにも関

わらず、その農業従事者は何も手を出しちゃいけないのかなというふうに勘違いするんですけども、その点どうなのでしょう。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

今のお話しでございますが、まず農業者が農作物の被害があったということで、すぐに罠の設置といいますか、許可を出して駆除することはできなくなってます。まずは農業者の自己努力といいますか、農作物をまず自分で、例えば侵入、畑がありまして侵入するのに柵をつくったとか、網をかけたとか、例えば土地が広い場合には、山林の近くでしたら草刈りを、緩衝地といいますか、山林があつて空間があつて農地があると、その空間を保つために、そこを刈払いとか、草刈りをやって、イノシシ等が侵入できにくくする環境をつくるというようなことで、農業者の努力といいますか、自己努力をまずしていただくことがあります。それでもなおかつ被害が拡大し、どうしてもならない場合に有害鳥獣の許可を取りまして罠を設置するというようなことになっております。

その罠の購入でございますが、罠の購入は噛みバサミ、ガチャッと足挟むやつは、これは販売も禁止ですし使用も禁止になっています。くくり罠ですね、足を、罠をかけるような罠については、これはどこのお店でも販売して、許可になっています。ということで、購入できるんですが、罠の設置は許可を持っていないと農業者でもできないということになっています。

ですので、まずは矛盾しているということではなくて、まず農業者の自己努力がありまして、それから農作物の被害が拡大した場合に有害鳥獣の駆除の設置をするというようなことでございます。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長(水野孝一君)

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

ちょっと理解しにくいんですけども、要するに鳥獣はどこに出るかわからないと思います。で、はじめて自分のところに来て、はじめて被害があったなというふうに感じるんじゃないんでしょうか。その前に対策しろというのはどういうことなのかなと、自分のところは安心だと思っているところに来たと、それを捕獲したと、何でも捕獲できる。だから、例えば、うちみたないところの土地、こんなこと言ったら失礼かもしれないですけどもね、まさか鳥獣が来るとは思わなかったけども、来たから罠をかけたんだということではまずいのかなという部分なんです。そういうときにはどういうふうに説明

するのか。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

先ほど申し上げましたが、まずは農作物の被害があった場合は、まず最初は自分では何らかの対策をしてくださいということでございます。それでそのまま被害が続く場合については、町のほうで有害駆除の設置をするというようなことでございます。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長(水野孝一君)

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

なんとなくわかりました。

次に、同じ計画書の中に防護策についてなんですが、その計画が出ています。整備内容、10 ページになります、計画書の中では。令和元年においては電気柵が 1,000m、それから令和 2 年においては 1,000m、令和 3 年においては、すみませんもう一回言います。令和元年においては 1,000m、令和 2 年では 1,000m、令和 3 年では 1,000m というふうな、毎年 1,000m 伸ばすような計画だと思うんですけども、この進捗状況についてはどうなんでしょうか。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

この計画書の中の防止柵の整備の計画でございますが、去年は朝立地区のほうで電気柵のほう設置いたしました。これは中山間の事業を活用しまして、そちらのほうで設置したわけでありまして。この中の大まかな目安として、31 年度は 1,000m、ツキノワグマですと 1,000m、32 年ですと 1,000m、33 年ですと 1,000m ということになるんですが、これ同じ場所を延長していくということではなくて、被害があったところに設置するという意味もでございます。

それで、こちらのほうは協議会は交付金があります。交付金がございます、この有害鳥獣の対策協議会を設置しますと、この交付金が国のほうから交付されるんですけども、そちらの交付金の事業を使った防止策の計画ということであげてるんですが、昨

年は交付金が、今年から、今年度の交付金の申請するので、昨年はなかったということであります。去年は計画だけつくって予算の申請はしませんでしたので、今年度から予算の申請をして、要望のある場合は設置すると、交付金を活用して設置するという内容でございます。

しかし、そうなんです、この電気柵の設置につきましては、交付金の中の要項の中で、多面的活動をしているところ、また中山間活動をしているところはそっちを優先して交付する、設置するようにというようなことで、この交付金は中山間、それから多面的を設置してないところを優先的にこの交付金を使って設置するという中身になっております。昨年は朝立地区のほうで中山間の事業で電気柵を設置したところでございます。以上でございます。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長（水野孝一君）

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

朝立地区の電気柵の件なんですけども、今出している、朝立地区といいますと柳津と隣接しております。その地域的には柳津にかからないのか、ここは坂下だからここまでしかやらないとか、何かその境目というような、そういうふうな協議的なことは行われたんでしょうか。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

柳津町との協議はございません。柳津町のほうが有害鳥獣のほうの電気柵のほうは早くから進めておりまして、柳津町が、いたちごっこになるんですが、柳津町の有害鳥獣が、イノシシ、シカなどが電気柵を設置したことによって坂下のほうに来たというようなことになります。今回そういうこともありまして、その柳津町との協議というものはございませんでした。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長（水野孝一君）

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

笑える話になるんですが、ほかで追ったやつが坂下に来ることになると、ちょ

っと坂下は何なんだろうと、ちょっと後手にまわっているんじゃないかなというような、逆に柳津にやれと言ってるわけじゃなくて、やはりそこはうまく協議して、どこに柵をやったならば、お互いに被害を受けないか、どこかに追いやる方法はないのかということ、やはり協議していただいて柵をつくっていただいたほうがいいと思います。

これをもちまして私の一般質問を終わります。

◎議長（水野孝一君）

これをもって物江政博君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により 5 番、横山智代君登壇願います。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)（登壇）

5 番、日本共産党の横山智代でございます。通告の順に従い質問いたします。

緊急事態宣言が解除され 6 月 1 日から全国の学校が 3 ヶ月ぶりに再開いたしました。長期の休校による子どもの学習の遅れと格差拡大、不安とストレスは大変深刻です。新型コロナウイルス感染から子どもと教職員の健康と命をいかにして守っていくかは重要な課題だと思います。学校って何だ、こう繰り返す詩を書いて担任にわたした子どもがいたそうです。新型コロナウイルスによる一律休校、ウイルスに対する不安、恐怖の中、日々を必死に生きる大人を前に不安を押し込めてしまった子どもたち。それをなかったことにして前に進むことはできません。

本来、人とのふれあいの中で成長するはずの学校で、身体的な距離を取らなければならないという矛盾の中での学校再開、友だちと会えなかった、勉強できなかった、コロナが不安、多くのストレスを抱えて登校してくる子どもたち。丁寧に受け止めなければとある教師は言います。勉強が遅れているからと詰め込み猛スピードの授業になって、ついていけない子どもが出てくるのがあってはなりません。不登校の子どもへの配慮も求められています。学習の面でも個々の子どもに応じた対応ができるようにすることが急務です。今求められるのは一人ひとりを大切にする教育です。

教員は教育の専門家として子どもの成長、発達に固有の責任を負っています。子どもが大変なことになっているときに、勤務時間が終わったからといなくなることができない場面もたくさんあります。そうした子どもの教育に真剣に打ち込むためにも、全体として適切な労働条件が欠かせません。

そこで、今、教育行政について質問いたします。

小中学校の労働環境の現状について、当町の小中学校教員の残業実態、勤務実態はどうなっているのでしょうか。直近 2 ヶ年の状況を伺います。

二つ目、教員の多忙化は学校の教育環境、児童生徒の成長や学力の向上にもよくない影響を及ぼすことになるのではないかと考えますが、その認識を伺います。

2 番目、教員の変形労働時間制について伺います。国は過労死が増える、教員を続けられなくなる、そういった声の反対を押し切って、昨年 12 月に変形労働時間制を決定いたしました。

(1) 国は教員の 1 年単位の変形労働時間制を導入することを決めましたが、教員の長時間労働を解消することにはならないばかりか、子どもと向き合う時間を一層教員から奪うことになりかねない大きな問題であると考えますが、その認識を伺います。

二つ目、令和 3 年 4 月 1 日より公立の小中学校で変形労働時間制を導入するとなっていますが、この採用は各都道府県等の条例によらなければならない、また各小中学校では、それぞれの教員の合意が必要となると考えられます。当町としてはこれを導入すべきではないと考えておりますけれど、その認識をお伺いいたします。

次に、介護保険地域支援事業について伺います。

会津坂下町では平成 6 年度より実施されているとお聞きいたしましたが、会津坂下町寝たきり老人等紙おむつ給付事業及びおむつ専用ごみ袋支給事業、これが平成 29 年度末で終了となりました。そこで伺います。

1 番目、平成 29 年度末まで町で行っていた会津坂下町寝たきり老人等紙おむつ給付事業及びおむつ専用ごみ袋支給事業が、平成 30 年 3 月末で終了いたしました。この事業が終了するまでの経緯、また終了の理由を伺います。

二つ目、この事業に変わる支援は、現在どのように実施されているのでしょうか。また、実際に家庭で介護されているご家族の方の反応はどのようなものなのか、それについての認識をお伺いいたします。

3 番目、職員の人材育成についてです。この度、毎回のように質問事項として人材育成、適材適所というようなことをあげているように、私は情けなく思いながらここに質問させていただいておりますが、せめて町民の方々から、町の職員が本当に一生懸命頑張ってらっしゃる姿も見受けますが、いろんな意味で町の職員に対する苦情、それが本当に切れることなく聞こえてくるというのは、とても残念に思えてなりません。一生懸命頑張っている職員に対して、このような声があがっていることを伝えることが本当に辛く、頑張っている職員たちはどのように感じるのかを考えると情けない思いです。

一つ目、職員のスキルアップやモチベーションを高めるための取り組みをなされているのでしょうか。また、今後それに対する予定はあるのでしょうかお伺いいたします。

二つ目、各課との連携や異動に際しての様々な引き継ぎは徹底されているのでしょうか。こういう行政の中で、常に出てくるのは縦割り行政の弊害があると思われませんが、国や県と違い、この小さな町の中で、せめて各課との連携の中で縦割りではなく、それが縦割りであったとしても横とのつながりが常にスムーズであることを念頭に置いての質問です。

壇上からの質問を終わらせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

5 番、横山智代議員のお質しのうち、私からは、ご質問の第 3 の総論についてお答えいたします。

地方自治体は、地方分権の進展や地方創生の取り組みにより、裁量や責任分野が拡大するとともに、より質の高い行政サービスの提供が求められております。また、多様化・高度化する住民ニーズや社会情勢の変化を的確に捉え、新たな行政課題に対応する能力も必要とされております。

このような環境の中、本町の厳しい財政状況を踏まえながらも、限られた財源と人材を最大限に活かし効率的かつ効果的な行財政運営を行うため、職員の資質向上と長期的な視野に立った能力開発は不可欠であると考えております。

これら職員の人材育成には全庁的な取り組みが必要であり、また、令和 2 年度から第六次会津坂下町振興計画に基づくまちづくりがスタートしていることから、本年 3 月に「会津坂下町人材育成基本方針」を改定し、人材育成の方向性やその方策、及び推進体制を定めたところであります。

その基本方針には「行政のプロとして高い意識を持つ考える職員」、「豊かな人間性を持ち行動する元気な職員」、「住民から信頼される職員」を求められる職員像に掲げ、能力の養成及び職員としての姿勢や意識の確立を図るため、「職員研修」、「適正な人事管理」、「職場環境の整備」を 3 本の柱として取り組むこととしております。

この方針に基づき、全庁的に人材育成に係る方策を進めることで、職員一人ひとりの能力や可能性が十分に引き出され、組織の総合力向上につながるとともに、質の高い町民サービスが提供されることによって、職員満足度の向上、ひいては住民満足度の向上につなげてまいります。

詳細及びその他の質問につきましては、教育長及び担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎議長(水野孝一君)

昼食のため休議といたします。

(午前 11 時 57 分)

再開は午後 1 時といたします。

(休議)

◎議長(水野孝一君)

再開いたします。

(午後 1 時 00 分)

答弁願います。

◎教育課長(上谷圭一君)

議長、教育課長。

◎議長(水野孝一君)

上谷教育課長。

◎教育課長(上谷圭一君)

私からは、ご質問の第1の1について、お答えいたします。

はじめに、(1)についてお答えいたします。

教員の残業実態について、坂下南小学校を例にあげますと、平成30年度の残業時間は、年平均で1人当たり月38時間、令和元年度は37時間となっております。残業時間が多い月を見ても、令和元年4月が全職員分合計1,212時間で、平均1人当たり43時間、令和元年10月が合計1,237時間で、平均1人当たり44時間となっております。要因としましては、4月は新年度の準備等により、10月は授業研究会や学習発表会など行事が立て込むことで多忙になっているものというものです。

学校側としても、教員の校務用パソコンに導入している校務支援システムを有効に活用して校務処理の効率化を図ったり、水曜日をノー残業デーに設定したりするなどして、多忙化解消に努めておりますが、現実的に残業時間を減らすことは難しいのが現状であります。

次に、(2)についてお答えいたします。

議員お質しのとおり、教員の多忙化は、教員自らが様々な経験をして自己研さんする時間と、教員が子どもとじっくり向き合う時間の確保が困難となり、それにより子どもたちが安心して学べる環境づくりや保護者が信頼して子どもを預けられる環境づくりに支障をきたすものと認識しております。

町といたしましては、福島県教育委員会で作成している「教職員多忙化解消アクションプラン」に基づき、会議の精選や業務分担の適正化、地域からの支援の積極的推進等による、教員の業務の軽減を図ってまいりたいと考えております。

◎教育長(鈴木茂雄君)

議長、教育長。

◎議長(水野孝一君)

鈴木教育長。

◎教育長(鈴木茂雄君)

私からは、お質しの第1の2についてお答えいたします。

はじめに、(1)についてお答えいたします。

この度、学校における働き方改革を進めるものとして、国が改正教職員給与特別措置法を成立させ、一年単位の変形労働時間制の導入が可能な法整備をしました。繁忙期の労働時間を延長し、その増えた分を夏休みなどの長期休業の期間に休日のまとも取りをして一年間トータルの時間外労働を減らしていくという内容であり、本町としても学校における働き方改革は、進めていかなければならない大切な方向だと考えております。

この法改正は、時間外労働を減らしていく方向に向かうことになるかもしれませんが、教員は、一年を通じて、毎日の授業や次の日の授業の準備、児童生徒の家庭学習のチェック、教材研究、評価、また、様々な課題を持つ児童生徒へのきめ細かな支援、授業以外の課外活動や部活動、保護者への対応をしており、業務内容に変わりはありません。

したがって、この法整備によって、児童生徒に向き合う時間が減っていくとは考えていません。また、夏休みなどの長期休業においても、課外活動や部活動、水泳指導、各種研修があり、児童生徒の学習や事故などへの対応も考えなければならず、休日の長期のまとめ取りは難しく、毎年、年次有給休暇を残している職員が大半を占めている現状にあります。そのため、すぐに教員の長時間労働の解消につながるとも考えておりません。

次に、(2)についてお答えいたします。

この変形労働時間制は、横山議員のお質しの通り、令和3年4月1日施行となっておりますが、導入につきましては、各市町村の判断に任されています。この変形労働時間制は、すぐに教員の長時間労働の解消に直結するものではないと考えております。また、繁忙期に退勤時刻が延びることは、育児や介護をしている教員にとって勤務が難しくなるという問題も出てまいります。

現在、本町では、教員の働き方改革として、ノー残業デーの実施、校務支援ソフトの導入、学校事務の電子化、行事の精選、夏休み中の閉庁日の設定などを進め、児童生徒への指導の質を下げずに、教員の業務の負担軽減を進めているところです。

今後、教員の業務のさらなる適正化を進めていきながら、児童生徒のよりよい成長と学力向上を最優先にし、真の学校の働き方の改革につながるかどうかを考えて、導入については慎重に対応してまいりたいと考えております。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

私からは、ご質問の第2についてお答えいたします。

はじめに、1についてお答えいたします。

介護保険の地域支援事業における「ねたきり老人等紙おむつ給付事業」につきましては、平成6年度から平成29年度までの間、在宅のねたきり老人及び認知症で常時失禁状態にある方を対象に、本人及びその家族の経済的負担の軽減と福祉の向上を目的とし、申請により1ヵ月3,000円の紙おむつ給付券による給付をしておりました。平成19年度には一般会計から介護保険特別会計へ移行し、要介護度4と5の認定者が対象となりました。平成25年度までは利用者が非課税世帯の20人程度でしたが、平成26年度以降は、課税世帯も対象となったため、利用者が大幅に増加しました。平成29年度には利用者が146人、事業費254万3,784円、うち町負担分は事業費の19.5%にあたる49

万 7,000 円でした。

それまで、国や県の交付金を受けながら実施されていた地域支援事業における紙おむつなど介護用品の現物給付については、平成 30 年度の介護保険制度の改正に伴い、交付金の対象外となり、町単独事業として実施せざるをえなかったため、事業廃止に至りました。おむつ専用のごみ袋の支給につきましても、紙おむつ給付事業と同様、廃止とさせていただきます。

次に、2 についてお答えいたします。

現在、在宅の寝たきりの高齢者の方に対しましては、町社会福祉協議会への委託事業であります「会津坂下町高齢者福祉事業」の中で、寝具の洗濯消毒や特殊寝台の貸付を行っており、快適な生活環境の確保に努めております。昨年度の利用実績は、寝具の洗濯消毒が 39 件、特殊寝台貸付は 35 件でありました。利用者の方からは好評との感想をいただいております、今後も介護保険制度の安定的な運営を図りながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように事業を実施してまいりたいと考えております。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

私からは、ご質問の第 3 についてお答えをいたします。

はじめに、1 についてお答えいたします。

より質の高い行政サービスの提供と今後の町政発展のためには、組織における人材育成は欠かせないものと考えており、職員の能力向上を図るため「職員研修」、「適正な人事管理」、「職場環境の整備」を人材育成基本方針の方策に位置付け、計画的に取り組んでおります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、職員研修のうち職務階層別の研修先である、ふくしま自治研修センターにおいては当面の間研修の実施が見送られるとともに、全職員を対象とした研修についても、従来通りの開催方法では「密集・密閉・密接」になることが想定されるため、実施時期等が明確に定められないなど、今年度の研修計画については大幅な見直しが必要となっております。

このような状況にはありますが、感染拡大防止対策をとりつつ実施可能な職場内での接遇や日常業務を通じた研修などを積極的に取り入れ、職員の能力及び組織の総合力向上を図ってまいります。

次に 2 についてお答えいたします。

人事異動に伴う事務の引き継ぎにつきましては、会津坂下町職員服務規程第 16 条で規定しているとおり、職員は勤務替え等により職務を離れる時は、関係書類とともに後任者へ事務を引き継がなければならないとされております。また、引き継ぎ後は事務引継

書を作成し上司の決裁を得て、引き継ぎした者と引き継ぎを受けた者それぞれが各 1 通を保管することが定められているところであります。

適切で円滑な事務引き継ぎがなければ、町民サービスへの影響も考えられますので、今後とも所属長を通じ事務引き継ぎを遅延なく行うよう職員へ周知してまいります。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いします。

◎5 番（横山智代君）

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎5 番（横山智代君）

それでは、教育行政のほうについて再質問させていただきます。

ここに出ております残業時間などの経過、わかりましたが、それについて、まず教員の勤務時間、これについて県内の各学校では、ただいまタイムカードとかそういったものの導入や I C カードの導入など、教員の労働時間、それを管理するためのシステム化が始まっているようですが、坂下町においてはそのようなことは計画、または実行されているのでしょうか。

◎教育課長（上谷圭一君）

議長、教育課長。

◎議長（水野孝一君）

上谷教育課長。

◎教育課長（上谷圭一君）

本町においては、基本的に勤務する管理の中で、当然各学校ごとに管理をしておりますが、一番大きなものとしては公務支援システムが入っておりますので、パソコンの立ち上げ等の時間で、まず業務の内容かわかるようになっております。

あと、当然、残業時間等々につきましても基本的には上司の許可をいただいてということになるかと思っておりますので、その辺は、通常、服務規程の中で従来どおり行っているというふうに認識しております。

◎5 番（横山智代君）

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎5 番（横山智代君）

これら勤務実態、それらについては、国のほうではこれから変形労働時間制に対して、その勤務実態が明らかにならなければ、それは導入はできないとか、そういったうえで、

厳しく時間についてはこれから規定があるようですが、これらについて教職員の先生方からは、何か残業について、そういった話というか、実際に教員側からのそういった残業時間についての声は聞こえているでしょうか。

◎教育長(鈴木茂雄君)

議長、教育長。

◎議長(水野孝一君)

鈴木教育長。

◎教育長(鈴木茂雄君)

教職員の残業というのは、ないのが、法的にはないのが一番よろしいんですが、ただ、教員の仕事の、次の児童との対応である、何かやらなくちゃという創造性とか、それから、教員個人個人の自発性により勤務時間が過ぎても残って仕事をするということが、ほぼ毎日のようにあります。残業を命じることができるのは決まっております、校外学習、また修学旅行、そして職員会議と、どうしてもそこにいなければいけないということ以外は、根本的に残業、残業というか仕事としてのそういう残業時間という形の取り扱いはしておりません。その代わり、給与の4%が教職調整額ということで、先生方には毎月払われておりますので、その中で残って仕事をやっても、何時間残業してしまったとか、またあなんていうことで、自分のやっている仕事に対して、嫌だとかそういうことを感じる教職員はほとんどないのが実情です。

ただし、いつまでもその教職員一人ひとりのそういう自発性とか、そういうことに頼って学校運営がなされるということであれば、それまさしく先生方のストレスであり、身体的なそういう健康面でも心配されますので、そういう意味で、これについてはどうだろうねということで、各学校に行って聞いたところ、4月、5月は大変やっばり行事関係で忙しいです。で、例えば5時退勤を7時退勤に2時間延期になったとしても、たぶんその後、また残ってやらなくちゃ、仕事をやらなくちゃいけない仕事、やはり先生方づくり出してしまうんですね、学級の仕事のとことか。

そういう意味で、その4月、5月を、例えば毎日2時間多く働いたとしても、その分を夏休みに4日間とか5日間をまとめて取りましょうといっても取れないです。実際に取れる休暇も取らないで、ほとんど先生方おりますので。そういうことにやっばりなれていかないだろうなということが、まず現場的にあります。

それから子どもたちは、8時15分に登校して、規則正しい生活の中で生活をしているわけです。で、一方子どもたちと密接に関係のある先生方が変形した労働時間で働いたときの、やはり精神的な疲れとか、そういうものというのはたぶん残るだろうと思います。長い年月の中で、この教員文化というのが培われてきておりますので、4月、5月は忙しいなら忙しいなりの工夫を学校はチームとしてやっていきますので、しばらくはその時間が多く働かなくちゃいけないので、その分働く時間を多くしてという、その配慮もよくわかるんですが、しばらくはその自分たちの築いてきた教員文化、働き方改革というものを積極的に推進しながら、そういう残業時間を少なくして、子どもたちと向

き合える時間を多くしていくという、そういうところに創意工夫をしていくことが大事じゃないかなというふうに考えております。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

この度のこの変形労働時間制が、まさしく今、教育長がお話になったようなことがすごく問題になってくると思うんですが、人間は本来、寝溜めや食い溜めなんかはできない、それと同じことで、今回の変形労働時間制は、結局もうその後まとめて、忙しい繁忙期にまとめてその時間やって、そして、今度、閑散期になったときに、まとめて、じゃあ5日間なら5日間の休暇をあげましょうなんていわれても、そんなにうまく、ましてや対するのは子どもたちです。生きている人間を扱って、大事な命を預るそういう職業でありながら、まとめてそういう、忙しくないときに休めばいいんだから、その分一生懸命やんなさいよなんていうことでは、通用するような話ではないとおもうんですね。

そういうことに対しても、ましてやそこに今度は管理職側も、校長、または副校長、教頭、そういった人たちに対する管理側の体制の、今度は責任問題というか、今度その管理職がより負担が多くなるという、すごく悪循環が出てくると思うんですが、それに対しても、それでもこの変形労働時間制というものに対して、ある程度取り組むべきなのかというようなお考えなんでしょうか。

◎教育長(鈴木茂雄君)

議長、教育長。

◎議長(水野孝一君)

鈴木教育長。

◎教育長(鈴木茂雄君)

ただいま議員おっしゃったとおり、私も同じ考えであります。人間の体は、やはり時間が変わればそれに対応していくための身体的な、そういう慣れでもあり、また精神的な疲れもたぶん生じてくるものだと思います。

この変形労働時間制は、教職員が一同として同じ決まりというか、管理職のほうと契約しながら進めていくものだと思います。今日はA先生が時間で今月は2時間多く働くけども、B先生は普通どおりで帰るよというものではないので、学校は組織で動いてますので。そうなってくれば、その先生それぞれの家庭的な都合もあるし、社会的な仕事もあると思います。そういうことを制約しながら労働時間を変更していくということは、ものすごいストレスであると同時に弊害も生まれてくると思います。

今おっしゃったとおり、横山議員さんおっしゃるとおり、管理職はやはり学校の最終的な責任者ですので、最終的に先生方が帰る時間までいなくちゃいけなくなります。そ

ういうことは 10 時間、例えば労働したとすれば、そこでぴたっと帰ってくれる先生がおればいいんですが、そこからさらに 1 時間仕事をしたいとなると、11 時間労働、いなくちゃいけないという、身体的にもたぶん疲れてくる、そういう弊害が生じてくるものだと思います。

したがって、本町においては、現在のところそういうものを導入するような予定もありませんし、もし近隣町村、または県、国の動向を見ながら、その進めていく良い点と、それからメリットとデメリットをよく精査したうえで、もし本町がやれるということになってくるのであれば、どういう形で先生方に働いていただけるか、その部分は先生方と十分に話をしたうえで進めないと、一方的に上位、上のほうから、こうだからやりなさいという形にはしたくありませんので、その点については慎重に取り組んでいきたいと考えております。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

県の教育委員会の発表では、教員の 1 日の平均勤務時間が、小学校が 11 時間。中学校が 11 時間 30 分というような結果が出ております。残業月が 45 時間以下、そして年 300 時間以下でなければ、この変形労働時間制は導入できないというのが文科省からの説明になっていますが、私、たまたま住んでいるところが南小学校のすぐ裏側でして、外で掃除をしたりごみ出しをすると、早い先生はもう 7 時前にいらして、車が入るのがすぐ目につくので見てますが、そんな感じで、もう早くから先生方の姿を見かけてる。ましてや私も、残念ながら教員夫婦のもとに生まれまして、そういう教職員の生活をずっと見て、そして私自身も学校で勤務した経験からも、やはり大変さというか、ほかの人がなかなかわからない部分たくさん持っていると思います。

ただ、一つお聞きしたいのは、以前町の方から相談を受けたときに、学校の先生に、夕方どうしても相談したくて自宅に電話をしたら、勤務時間外ですから自宅には電話をかけないでください、そのようなことがあったということで、とても精神的に傷ついた保護者の方のお話がありましたが、そういうものに対してはどのように対処なさいますか。

◎教育長(鈴木茂雄君)

議長、教育長。

◎議長(水野孝一君)

鈴木教育長。

◎教育長(鈴木茂雄君)

教員のそういう実態について、本当にご理解いただいて大変ありがたいなと思います。

ほとんどの教員が、だいたい始まる 45 分から 1 時間くらい前には行って、そして帰りは 1 時間以上、ちょっと学校に残って次の日の仕事をしてということで、町内の先生方は平均してくると、小学校で 2 時間ちょい、それから中学校で 3 時間ということで、県の一応残業の時間からすると、もっといくような、標準的なそういう時間で今のところ勤務をいただいております。

ただし、ものすごく、どんな仕事もそうなんです、神経の使う仕事に年々なっています。言動というか、ある一言が、そういうつもりで言っただけでもない、そのように取られてしまうということも多々あります。今のように親御さんの誤解を得たとすれば、やはりその部分は十分に誤解を受けたことについて、よく、そういう気持ちで言ったんじゃないんだということをよく話すると同時に、日頃からそういういい関係を親御さんとも築いていていただくような助言をしていきたいと思っております。

ただ、そういうことあったんだということは、ぜひ学校ほうに伝えていただければ、全部の教員で共有化できますので、そういうご意見はぜひ遠慮なく伺いたいなというふうに思っております。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

ぜひ十分に現場の声を聞くということが一番だと思いますので、働く者の健康と生活にとって問題のある大変難しい制度ですので、ぜひ協議を重ねたうえ、これは私自身とすれば導入すべきではないと思いますが、文科省のほうでは、文科省というよりも文科大臣の答弁では、1 年やってみたけれど、やはりこれはまずかった、そういう場合には次の年度やらないで済む、その単年度、単年度の事業ということですので、ぜひ教職員の生活、そして健康、命を守るという観点からも、この導入には私は反対したいと思っております。

次に質問させていただきます。

介護保険の地域支援事業における寝たきり老人等の紙おむつ給付事業についてですが、周りの介護事業者の人たちが集まって、月に、やはり情報交換、そういったものがあるそうですが、その中でもこの坂下町の寝たきり老人に対する紙おむつ給付事業、この廃止については、かなり話題になっていたという話を聞いております。

周り市町村では、続けて継続し、そしてさらにそれに上回るタクシー券なり、そういったいろいろな、あらゆる支援策を講じているそうですが、この寝たきり老人等紙おむつ給付事業について、その使っていた方たち、利用されていた方たちのお話ということはもちろん耳に入っていたんでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

ご家族の反応という点からしましても、廃止するまず3ヵ月前ですけれども、対象者の方、あとそれから担当するケアマネジャーの方に対しまして文書で説明をしております。その際に介護保険の制度自体も3年前に大きく変わったということございます。その際には、いわゆる介護総合事業といいまして、要支援者の方については以前どおりサービスが受けられなくなった、それについては介護保険の制度そのものを守らなければならないという国の方針もありましたので、町としましてもそれに基づいて、今回、3年前におむつを廃止したという経過があります。

確かに近隣市町村においても、おむつ支給というのを継続している市町村もありますけれども、私どもの係のほうでも確認したところ、経過措置として続けられているようで、来年度から始まります第8期の介護保険事業の計画では縮小とか見直しも検討しているというような回答もありましたので、そういったことも踏まえまして全体的にお答えいたします。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

この紙おむつ給付事業を廃止するときに配れらた要旨には、介護する家族へのニーズ調査等を実施し、必要な生活支援サービスの検討、開発を推進し、家族への新しい支援を検討、実施いたしますとありますが、その中で、ふれあいいきいきサロン事業や認知症のサロン事業を推進する中で、地域での家族会や介護者同士のネットワークづくりをいたしますというような形で文書が出されておりますが、実際、介護、家庭で寝たきりのご老人をみていらっしゃる方たちが、そのサロンで出かけたりだとか、それからふれあい会とかそういった勉強会と講習会とか、そういうことに出かける時間すら大変見つけることもなかなか困難だと思うんですが、そんな中で、簡単にこの紙一枚で終わらせてしまったことで、いろんな弊害が起こっているようなんですけれども、介護事業者の方たちに伺いますと、紙おむつ、本当に3,000円とはいっても本当にありがたかった。いただいたときに本当に、ああ私たちのことを見ていてくださるという、その気持ちがとてもありがたかった。そういう声がありました。

そんな中で、今問題になっているのは、紙おむつ給付事業がなくなったことによって、さらにおむつの交換の回数を減らしたり、それから水分の補給、それを自粛させるというか、結局、水分を取るによっておしっこが出る量が多くなるということで、その水分量を減らすとか、そういった問題が出てきて、中には二次感染、結局おむつの回数

を減らすことによって膀胱炎とか、そういった感染症が出てくるという、そんな心配も出てきて、大変事業者の中では問題になっている。そういう話も出てきています。これに対してはどのようにお考えでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

3年前に廃止した際ですけれども、介護保険の事業計画というのは3年ごとに策定しているわけですが、まず町で単独で廃止したというわけではありませんで、その当時、3年前、介護保険の策定委員になられた方の意見も十分に聞いたうえで、こういった計画の中で廃止ということになっております。

そして、サロンの件の話も出ましたが、あくまでもこのサロンについては、確かに予防事業でありまして、予防事業というのは国のほうで介護保険の今までサービスするような、介護サービスに代わりまして、予防することによって介護にならないようにするためという方針が3年前に大きく変わったところありますので、それに対して町もその流れに乗ったということもあります。それから、介護保険の財政的な面から見ましても、介護保険を運営するうえでは介護保険の保険料、それから国、県からの交付金を受けてやっているということになります。

したがって、これに対してそれ以上の持ち出しになりますと介護保険の保険料にも影響してきますし、もしも一般会計から持ち出しすることになりますと、それは法定外繰出ということで、法律にも抵触することもありますので、そういったことで3年前決定したという経過でございます。

◎5番(横山智代君)

議長、5番。

◎議長(水野孝一君)

5番、横山智代君。

◎5番(横山智代君)

そうしますと、周りの市町村で継続しているというのは、じゃあそれは別に触れないということですか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

私、先ほどの答弁でお答えしましたけれども、あくまでもほかの市町村も経過措置として今回やっているという話を聞いております。来年度からスタートします第8期介護保険計画、これ今年度策定する予定になっておりますが、その中で縮小の方向で考えているというような、ほかの市町村の回答もありましたので、今ここでお答えしたいと思います。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

紙おむつ給付事業そのものは、これも地域支援事業の、結局一つは、実施は計画措置の期間ということで実施していたわけですね。で、ほかのところはそういうふうに継続していたというのは、結局、寝たきり老人を抱えている人たちに対する、やはりそういう思いもたくさんありますし、今、住民の方から言われていることは、子どもさんたちもたくさん、もちろん支援すべきだし、大切だ。だけど、今のこの坂下町を築いてきたこのお年寄りの方、その中にこの寝たきりの状態の方もいらっしゃるわけですけど、そういう方たちに向けてくださるという、そういう気持ちはないんでしょうか。というような声がありますが、それについてはどのようにお考えですか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

介護サービスについては会津坂下町全体を見てみますと、ほかの町村から比べると劣ったサービスというのは決してやってることはありません。特別養護老人ホームにつきましても、1 ヲ所 3 年前に開所したという経過があります。これだつて寝たきり、いわゆる重度の要介護者にとっての対応になりますし、日帰りのデイサービスにつきましても、ほかの市町村から比べれば非常に恵まれた環境にあると思います。その結果というのは変ですけども、保険料がほかの町村と比べると若干高いというのもそういうことがあらわれておりますので、サービスはそれなりに提供しているということでご理解いただきたいと思います。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

今後、じゃあをこれをまた新たに考えて、寝たきり老人の方たちに対する支援策などということは考えてはいないのでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

国の方針としまして、2015 年の介護保険法の改正によりまして、地域支援事業の考え方も変わってきたというのはありまして、3 年前に町で決定したわけです。国のほうの流れが変わらない以上は、それに基づいて一般会計の持ち出しとかするということは法定外繰出と同じようなことになりますので、今後については考えておりません。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

周りはじゃなくて、坂下町の場合の、その介護者に対する支援事業としての取り組みをぜひ考えてほしいんですが、今回のコロナに対するいろんな意味での支援事業、たくさんいろいろつくられておりますが、そんな中で、コロナ対策の中の支援事業の枠組はの一つとしてという形では取り組みはできないのでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

コロナ対策として厚生労働省のほうでも、今回については一定のメニュー、示されているんですけども、それについても予防的な部分について交付金を新たに支給することのアナウンスはきております。例えば新たにサロンを設けるとか、そういったことに対しては交付金が出るというような話であります。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

ぜひこれからも、やはり寝たきり老人を抱えていらっしゃる方たちの思いを汲み取る、そういった施策をぜひ実施してほしいと思います。

それでは最後に、職員の人材育成について伺います。

毎回毎回出させていただいて大変申し訳ございませんが、この度、ある町民の方から言われましたが、町に対して聞きに行ったところ、私は部署を異動したばかりなので、まだよくわかりませんというような返答をする職員がいたと、部署を異動したからわからない、それはこちら側の都合であって、聞きに来た町民の人たちに対するものではない、これはもう根本的なものですよね。そういった答弁が平気でされるということは一体どういうふうになってるのかというお叱りを受けましたが、それに対してどのようにお考えですか。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

そういった不愉快を与えたということに対して、本当に大変申し訳なく思っているところであります。ただ、そういった個別の事案について、この一般質問の中で取り上げるのは、それは横山議員の選択の自由ですので、それはかまいませんが、ただ、私も人事を管理していくうえで、その辺については、やっぱり事実関係を確認して、実際には私も総務課の課長をやっていますので、総務課の職員については、やっぱり私は信頼をしているというようなことが前提であります。

ですので、どこの部署かはちょっと存じ上げませんけれども、そういった個別の事案がもし発生したということであれば、各所属長ですね、いわゆる課長に事実関係を確認させて、それでそういった事実があるということであれば、私、もしくは副町長あたりと面談をしながら、その改善策をしていくというようなことで、今回はこれ人材育成の方針の関係で答弁をさせていただきましたけれども、そういった個別の事案についてはそういった対応をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

そういった意見が多々あったということは、やはり人材育成において、これからもっと適正なるそういった研修も必要なのかと思いますと同時に、それと各課において、やはりいろんな決済その他きちとなされていますが、ダブルチェックというような体制

はきちっと取られるべきだと思いますが、そういったことに対しても、やはり職員もきちっと自分たちの自覚していることだとは思いますが、それに対して、やはり徹底して行っていただきたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これをもって横山智代君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により7番、小畑博司君登壇願います。

◎7番（小畑博司君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、小畑博司君。

◎7番（小畑博司君）（登壇）

皆様こんにちは。7番、小畑博司でございます。通告により一般質問をいたします。

新型コロナウイルスが暴れだしてからはや6ヶ月目となりました。ソーシャルディスタンス、パンデミック、オーバーシュート、ロックダウン、クラスター、あれ以来いろんなカタカナ言葉であるとか、英語だとか、造語であるとか、等間わず、カタカナの言葉が反乱をしている、頭を支配しています。私自身も何をどのように考えればよいのか迷う日々を送っております。ウイルスは生活の全てに影響し、私たちを危うくしております。

町議会議員としても、今なすべきことは何か、何を最優先にすべきか、町民の皆様に発信すべきは何かなど、毎日新聞記事に目を通し、世界の、あるいは国内各地の、あるいは県内各市町村の動向を注視しながら模索し、考える毎日であります。緊急事態の中でスピード感をもって対処できればとの思いではありますが、同時に正確さや的確さも求められます。

今になって、これまでの町の対応を振り返れば、なるほどとうなずけることもありますが、しかし発信が足りないなと思ったことがあります。消費の停滞が続く商店街の飲食店への支援策としてテイクアウトの宣伝をしておりますけれども、これは役場職員全体で、各課それぞれの取り組みによって行われているとのことでもあります。他町村におかれてもテイクアウトで町の飲食業者を支援するというようなことが新聞記事になっております。決して役場職員は単なるお役人ではなく、本当に町の、町民の皆さんの生活を一生懸命考えて、具体的にそれに対応して支援策を講じているということだろうと思います。私はこの部分についてはもっともっと自信を持って、押し付けがましくなく発信してもいいんじゃないかと、そのことが町民の皆様のより安心につながってくるというふうに確信をいたします。ぜひとも、同僚議員のほうからもございましたが、自信を持って発信をしていただきたいと思います。

それでは一般質問いたします。私の質問はただ1点、コロナウイルス禍への対応についてでございます。

その1番として、今回の新型コロナウイルスの影響というのは社会的弱者に最も深刻な影響をもたらしているといわれております。私自身も、あるいは町職員の皆さんも、自らの不安と戦いながらの作業にならざるを得ないと思いますが、あらゆる町民皆様の実態を把握してこそ行き届いた支援の実現につながるものと思います。

ただでさえ貧困の格差が拡大している現状にあって、一人親世帯の実情や被介護者の皆様の状況、あるいはオンライン授業を余儀なくされております学生さんの状況、当然のことながら町内個人事業主を含めた企業活動への影響がどのように出ているのか、そこに勤める方々の状況や、さらには農業を担っていただいている方々への影響がどのようになっているか把握することがとても大事であります。そのような現状の把握がどのようになされているかお伺いいたします。

第1の2として、当然ながら今ほど申し上げた現状認識というものを、今後見据えた対策の方向性なども含め、庁内全職員で全体化がどのように図られているかお聞きするものであります。

第1の3として、独自支援策に次の施策は実施できないかということでもありますけれども、今回の補正予算の中で、非常に具体的にそれぞれの分野に対する支援策が発表されて新聞にも載りましたけれども、それと同時に、夜8時まで役場庁舎を開けてコロナの相談室を開設することが必要じゃないかと、これは日中に来れない方々のために必要ではないかというふうな思いと同時に、職員の残業に頼ってはいけませんので、私ども議員も活用していただいて、ぜひとも声なき声を拾うようなそういった相談室を開設してはどうかということでもあります。

独自支援策の2番目として、農業者の皆さんと連携をして働く場所を創出できないか、コロナ禍についてはいつまで続くのか見通しがつきません。長期化すれば影響はまさに死活問題であります。生活基盤の弱い方々は真っ先に影響を受けます。表に出ない失業者も増える可能性がございます。少しでも生活を支える場所が拡大をする、そういう可能性を農業に求めるということについてはいかがなものか、お考えいただきたいと思います。

三つ目には、独居老人世帯を訪問して聞き取りをすることというふうにいたしました。が、介護の対象者であれば関係する施設の職員などが状況の把握をしているものと思います。それ以外の独居老人の方について、ぜひとも対策をして、今どのような状況に置かれているのか、このコロナの影響がどのように出ているのか、そんな把握もするためにこの対策が必要ではないかというふうな思いで、コロナ禍への対応全般について申し上げまして、壇上よりの質問といたします。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

7番、小畑博司議員のお質しのうち、私からは、ご質問の第1の1についてお答えいたします。

コロナウイルス禍における、あらゆる町民の皆様の実態を把握してこそ、行き届いた支援の実現につながるということにつきまして、まさにご質問をいただいたとおりと感じております。また、私たちは、このような状況下においてこそ、日常の業務や様々なご家庭への支援、そして取り組みの成果が試される時だと考えております。

現在、対策本部事務局を中心に、庁内すべての職員が毎時、関連する多くの情報収集や対応に努め、この非常事態をとともに闘っております。感染防止対策や中小企業を中心とした経済対策、お子さんや高齢の方々、障がいを抱えるの方々への支援策について、現場の問題を認識し解決するために、組織として町民の皆様に真摯に向き合っております。

なお具体的な対策として、今回補正予算を計上いたしました。地方創生臨時交付金を原資とした「会津坂下町生活支援事業」を実施し、今後の課題を短期・長期的課題に振り分け、現在、国で準備中の第2次臨時交付金事業へと継続した支援を含めた対策とするべく、次期対策について策定中であります。

まだ、先の見えない状況が続いておりますが、明るい未来をしっかりと見据え、そして、この難局を乗り越えるため、引き続き、ご理解とご協力をお願いします。町民一丸となって一日も早い終息を目指してまいります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくをお願いします。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

私からは、ご質問の第1の2及び3の(1)と(3)についてお答えいたします。

はじめに、第1の2についてお答えいたします。

本町では、国内で初の陽性患者が確認された1月末より、庁内の課長会議の場を活用し、会津坂下町新型コロナウイルス対策会議として情報共有を図るとともに、町民の皆さんへの情報提供に取り組んでまいりました。その後、国内での感染がなお広がりを見せていること、イベント等の開催の必要性を検討するよう、厚生労働省から発表があったこと等を踏まえ、さらなる対策強化のため、令和2年2月27日に「会津坂下町新型コロナウイルス対策本部」を設置いたしました。同時に、発生を想定した「町行動計画」、「町業務継続計画」を策定し、全庁的な対応に備えました。4月には「町職員の感染防止のための行動指針」により、公務に携わる者として、町民の皆さんの生命を守る立場であるという自覚のもと、職員として取るべき行動について定めております。また対策

本部の運営につきましては、本部員が各課の案件や協議事項を適切に執行できるように、詳細な手順を取り決めし、庁内各課および班の感染症対策に係る業務分掌を策定して、全庁的な認識の全体化を図っております。

次に、3の(1)についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する各種相談は、大きく分けて、感染の疑いなどの発症に関すること、生活資金・減免や猶予に関すること、各種給付金、事業者支援・労働相談に関することなどがあり、それぞれに町担当課が相談窓口を設置しております。あわせて、県や国のコールセンターへもご案内をしております。

町における5月末までの相談件数の状況は、各種給付金の問い合わせなどを除き、電話が47件、来訪が56件となっており、そのうち土日祝日に対応した件数は、電話が6件、来訪が3件で、特に電話につきましては、温泉施設がいつ再開するのかといった、相談よりも確認の内容となっております。

特に、事業者支援といたしまして、日中に相談できない方のために、商工観光班として土日相談受付をしましたが、利用は1件でした。このことから、平日に相談に来ることが難しい方のための相談窓口として、夜間対応も含めた時間外の受付の必要性は大変少ないものと考えております。

次に、(3)についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染の影響から、多くの高齢者の方が外出を控え、居宅で長い時間を過ごしていると推測されます。過度な行動制限や長期間自宅での引きこもりは、活動量の低下による身体機能の低下だけではなく、うつ病などの精神面や認知機能の低下にまで影響を及ぼすといった懸念があります。

このような状況下において、特に一人暮らしの高齢者の方々に対しては、見守り等の取り組みにより継続的に心身の状況や生活の実態を把握し、適切な支援につなげることが必要であると認識しております。

現在、社会福祉協議会を通じ、民生委員の皆様が高齢者の見守りをお願いしておりますが、町としても高齢者の安否確認・見守りを兼ねて、ごみ回収事業や配食サービス事業を行っております。現在のところ、心身機能の異常を訴える方はおりませんが、本人が自覚をせずに影響を受けている場合もあると推測されます。

今後も社会福祉協議会や民生児童委員等の福祉・介護関係各機関とも連携しながら、必要に応じ、適切な支援を行っていきたいと考えております。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

私からは、ご質問の第1の3の(2)についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う雇用者の状況につきましては、緊急事態宣言によ

る営業自粛の影響から観光業や飲食業等において労働者が休業や解雇を余儀なくされ、収入減少による生活困窮に苦しむ労働者が全国的に増加している状況にあり、本町においてもこの状況は例外ではなく、長期化すれば経済活動が停滞し、地域経済に与える影響は計り知れないものと認識しております。

このような現状において、休業や解雇を余儀なくされた労働者を有効な人材と捉え、農業分野においても業種間の垣根を越えて人材を融通し合う取り組みが全国的に広がっているところであります。

本町の農業分野におきましても、農業生産法人等の担い手等の農地集積が図られ、大規模経営化が進む一方で、労働力不足は顕著であり、農業分野における労働力の確保は重要な課題の一つであると考えられることから、大規模稲作農家や果樹農家を中心に失業者等の受入れを促進してまいりたいと考えております。

そのため、町が橋渡し役となり、農家の受入れ意向を把握するとともに求人情報を広く発信し、農業分野での課題解決と働く場の創出による失業者等の生活支援につなげてまいりたいと考えております。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午後 1 時 56 分）

再開は 2 時 10 分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後 2 時 10 分）

再質問あればお願いいたします。

◎7 番（小畑博司君）

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番（小畑博司君）

再質問させていただきます。

この世界的なコロナ禍については、非常に世界的な模範事例として、ドイツ型、あるいは韓国型、台湾型というふうに三つの国が非常に適切に近い措置を取ったがゆえに感染の拡大を防いだというふうなことが報告されておりますけども、日本もその国々と同じぐらいの感染者、あるいは死亡数ということに抑えられているということについては、日本型見本というふうにしたいところですが、よくわからないと、何でこんなに抑えられたのかわからないと、検査してないじゃないかというようなこともいわれておりますけれども、いずれにしましても日本自体は早期の対処に関しましては失敗したというふうにいわれております。

そして今、私どもの認識をできるだけ共通のものにするために伺うわけであり
ますけれども、県内は今、30 日間感染者 0 でございます。これをどう見るかというこ
ともありますけれども、なんせ世界中を覆っているコロナ禍でございますので、町長答弁
にもありましたように、一日も早い終息をみんなで何とかしていきましょと、その終
息なんでありましてけれども、何をもって終息とするのかと、もう大丈夫だということも
非常にわかりづらいというか、誰も何て説明していいかわからないというのが現状では
ないかと思います。

そういった意味では 3.11 の大震災があったとき、その放射能をめぐる認識についても
様々な専門家の方が様々な意見を言って、いったい何を信じていいかわからなかったと
いうのはずっと今も続いているわけですが、ただコロナについては、そういった、
そこまでの認識の違いとは思ってませんが、やはり見えない、色もない、匂いもないと
いうところは共通しておりますし、どういうことをどういうふうに理解したらいいのか
というのもやっぱりわからないところは同じなのかなと、やっぱり情報の整理をする必
要があると思うんですが、今ほどの終息ということについてどのようなお考えをお持ち
かお聞かせいただきたいと思います。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

終息の基準についてでありますけれども、市町村の立場として述べる部分ではないか
と思いますけれども、一般的にいわれてますのは、この新型コロナウイルスに対するワ
クチンが開発されることが一つの目処になるのではないかとというふうに考えてすおり
ます。それが 1 年延期された東京オリンピック前に何とかしたいというような国の考え
でもありますので、私たちとすれば、今はそれを信じて、終息に向けて頑張っていくし
かないというような考えであります。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長(水野孝一君)

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

国に聞いてもきちんとした返答がこないことを、ここで聞いてしまって大変申し訳な
いと思うんですが、同じような意味ではワクチンが開発されればということですが、ワ
クチンが開発されてもそんなに大量にぼこぼこぼこできるか、世界中で必要として
ますので大変だと思います。アベノマスクでさえまだ届かないんですから、ワクチンね、
全員にとなれば、これは何年かかるかわからないなというような思いをしているところ

です。

ただ、いずれにしろいつになるかわからないということであれば、どういう態度で、今まで私コロナに関する 3 番目というか、3 発目なんですけど、コロナと共生していくしかない、そういう覚悟をするしかないという、町長からもお話がありましたけれども、それっていったいどういうスタイルなんだろうかというところ、やっぱりある程度の自粛というような話がまだ続いているんですけども、一方ではそういう自粛、ある程度の自粛というものをターゲットにして、自粛しているのか、していないのか見守るような自粛警察なるものも出ていたりして、それがやはり長期化して、会津地方でも感染者が出てくるということになれば、ますますそういったお互いがお互いを監視するようなことが出てきてしまうのではないかと非常に心配をしてるんですけど。

これもまた日本国全体に共通することになっちゃうんですけど、今の時点でウイルスと共生する新しい生活様式というのはどういうふうを考えればいいのか、生きていくって呼吸するだけではないので、生産活動もしたり、いろんな文化活動もしたりということも伴うんですけど、どういうふうを考えればいいのかというところ、お考えがあれば伺いたいんですが。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

今回の新型コロナウイルスを振り返る、振り返る時点ではまだありませんけれども、明らかになったことというのが 2 点あるかと思います。

まず第 1 点ですけれども、非常に感染力が強くて、そしてしかもウイルスの型が違うかと思うんですけれども、ヨーロッパにおいては致死率が 15%になる国もあらわれたというふうな、非常に危険度があるということです。

あと二つ目ですけれども、この新型コロナウイルスの対策として、私たちも国も含めてですけれども、行ってきたこの活動制限というのが、非常に社会的に甚大なマイナス影響があったということになります。そしてそれと同時に、それへの対応のために社会的コスト増ももたらしたということ、この 2 点があるかと思われます。

現在、第 2 波が来るということでいわれております。100 年前に大流行しました、パンデミックといわれたスペイン風邪でも、第 1 波は今回の新型コロナウイルスと同じように感染力も非常に強くて、そして第 2 波においては、致死率が第 1 波の 10 倍になったというような報告も受けております。

したがって、第 2 波が来るという危険、恐怖というものはありますけれども、現在この第 1 波の経験というのを上手に活かしながら、感染防止拡大と、それから社会経済活動の両立というものをしていくために、そして感染拡大を防止するためには最低必要限のレベルはどの辺かというのを見極めながら進めていかなきゃならないのかなと

いうふうに思っております。それがいわれております感染拡大の防止と経済の両立ということかというふうに考えております。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

なかなかよく、やっぱり理解できないですね。答弁がうんぬんというよりも、自分自身も非常に、どっちにしても迷うというところで、すっきりした答えにはならないんだろうなというふうな思いであります。

なお、わが町としても、齋藤町長が考える、つながるということを大事にして、あとはSDGs、持続可能な開発目標、あるいはまちづくりということに関して、非常に大きな影響を与えていると思います。今、4 月から各センター長、新しくなられた方もおられる中で、地域づくりの活動、つながる活動、そういったもの大きな制限を受けて会議も開けないというふうな状況になってるんですけども、これらのまちづくりの関係と関連して、これからどのように進めるというようなことを考えておられるかお聞きします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

今お質しのとおり、新たなスタートを切りましたコミセン活動、また地域づくり活動についても、このコロナウイルスの状況の中で、なかなか活動が再開されない状況にございます。このような中で、今後、コロナと共生しながらの地域づくりという部分について、昨日センター長の懇談会を開催しまして、1 年間これからの公民館の、コミセン活動のあり方、地域づくりのあり方について、1 年間かけて考えていこうということで確認したところでございます。

いまだ経験したことのないコロナウイルスが蔓延するこの中で、どうしていくべきかという部分については手探りな状態でありますけども、新たな活動のスタイルをつくっていきたいというふうに考えております。以上です。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

そうですね、センター長さん全部お集まりになって、本年度の運動会は全町的に中止というふうなお話もあったようですけれども、地域づくりなので、その地域においての話し合いというか、地域づくりの追求というか、それをいつごろから始めるのかとか、もう始まってはいると思うんですけど、具体的にやっぱり話し合ったりして行動するというのはどのようにお考えなんですか。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

明確な、これから、いつからというのは、今のところなかなか確定することはできないというふうに思いますが、ある程度コロナウイルスとの共生が、うまく共生できるような状況の中で、できるだけ早期に活動を形づくっていったらというふうに考えております。以上です。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長(水野孝一君)

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

本当に最近のテレビで、これが本当なのかといつも迷いながら聞いているんですけど、子ども、小さい子どもはウイルスに感染しても重篤な症状にはなりにくいというふうに、結構、断定するような報道もございました。一方では、免疫が暴走して急激に悪化するから、若年層についても血栓はできやすいんだよというような新聞報道もありました。

さてこれ、どっちを信じていいのかわかりませんが、子ども、小中学生を預かる立場において、教育長はどのように受け止められてらっしゃるか。

◎教育長(鈴木茂雄君)

議長、教育長。

◎議長(水野孝一君)

鈴木教育長。

◎教育長(鈴木茂雄君)

この新型コロナウイルスで一番現場として困っているのが、教育というのは3密が発生することがあっての教育です。子どもと身近にいつも接していて、あるときには励まして手を添えてあげたり、また近くで悩み事があっても、どうなのと間近で相談したり、そして集団の中で子どもたちの学び合いがある。その3密を避けながらの授業というの

は、大変こうやりづらいというか、子どもたちにも当然不安を与えます。担任がマスクをするだけで表情が読めませんし、相手が何を考えているのか、そしてその発言の裏にあるものまで読み解くこと、そういう人間関係的なところでのコミュニケーションを培って進んでいくには、大変こう今回の新しい生活様式というものが、学校現場においては大変こう、ある意味ストレスの中での学びをしなければいけないということが生じていくのも事実だと思っています。

しかし、子どもの命、健康という面では、新型コロナウイルスの実際の形がわからないのが、一番私は怖いというか、実際にかかってしまえば、どうなって、どういう症状が出て、どうなっていくのかというのが、今、議員さんがおっしゃったとおり、テレビでは伝わってはくるんだけど、実際にどうなのかなということで、その何もわからない状況の中で、その緊張感を維持していかなきゃいけない、そういうところの精神的なやはり疲れというのが子どもたちにも当然生じますし、それから教職員にも生じますし、ましてや学校現場は、学校だけではコロナウイルスは発生しにくい場所で、どうしても家庭のご協力があって、そして保護者の方のそういう予防と一緒にやっていくことによって、子どもたちの命を、健康を守っていけるものだと思います。

子どもの大事な命が失われるうようなこと、またはかかるようなことは絶対に防がなくちゃいけないんですが、ただ努力をしても、なかなかそれを防ぎ切れるかどうかわかりませんが、保護者の方と一緒に、子どもの命、それから健康を守りながら、今ある制限の中で、先生方と豊かなそういう教育を展開していくような努力を日々続けていきたいと考えております。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

同じようなお話になるんですけど、この間、長期春休みだったり、分散登校だったり、あるいは短縮授業だったりということで、いろんな対応をしてきたわけですけども、それに対する子どもの受け止めというか、何だ今度は短縮か、今度は分散かとかって、やっぱり戸惑いもあるんじゃないかと思うんですけども、そういう中でストレスを溜め込んだりとか、いろんな注意をされていると思うんですが、子どもの受け止めはどういうふうになっているのか伺います。

◎教育長(鈴木茂雄君)

議長、教育長。

◎議長（水野孝一君）

鈴木教育長。

◎教育長(鈴木茂雄君)

実は分散登校を始める決定をしたのは、文科省からの通知がきてからです。その当時、まだ県の教育委員会のほうからは、やっていいのかどうなのかということは、まだきてはいなかったんですが、ただ、親御さんの状況を見ると、もう子どもたちが家で、もうどうしようもない状況になっていると、親御さんも早く学校の再開できないのかというようなこともさんざん聞こえてきましたので、それで子どもたちを少人数であれば、感染予防ある程度しながら教育できるんじゃないかなということで、クラスを半分に分けて少人数で授業をしたところですよ。

で、その少人数は半分ずつするので、弁当を持って、準備していただいて、午後までおきました。要するに生活の、学習をもう一回思い出してもらうことと、次の日が休みなので、課題を与えてもらってその課題を家でやると、それを8日間、4サイクル終わらして、あと県のほうからも学校再開、もう一回始まりに向けての準備をしましょうということになりましたので、ここでは、毎日朝きちっと起きて、学校に来るんだという、そういう習慣付けしなくちゃいけないということで、短縮という形でした。

その結果、子どもたちは、元気いっぱい、何とかスムーズに、今、先週8日から学校に来てるんですが、ただ子どもたちはマスクをしているかといったら、取っている子も多いです。汗が付いて、もうべたべたして、もうくっつくなというのにくっついて行くし、なかなかそのやるな、やるなと規制しても、なかなかその子どものことですので、なかなか規制はしばらく中でも、やはり声掛けはしながら、何とか学校をもう一回今までどおりの形にしてあげたいと。一番やっぱり心配するのが、子どもの抱えているストレスをどうやって軽くしてあげられるかなということです。

今回、何といってもうれしいことは、学校で不登校だった子が、どれ学校に行ってみるか、来た子もおりまして、学校を休むとか何かに対して、自分も休んでいること、今まで罪悪感だった子どもさんだったのかなと思っています。みんなも休んで、自分を休んでいたから、じゃあ今度学校始まったら行ってみるかという子も中にはいましたので、そういう子どもも、いろんな子おりますので、一人ひとりに寄り添いながら、クラス内も大いに掌握しながら子ども一人ひとりに寄り添っていきたいなと思っています。

議長（水野孝一君）

小畑博司君に申し上げます。

今答弁はいただきましたが、ただいまの質問は通告の範囲を超えておりますので、ご注意を申し上げます。

◎7 番（小畑博司君）

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番（小畑博司君）

現状の把握は十分なされているかということで、もう幅広いところを把握しなくちゃいけないわけですね。現状把握をして共通認識を持つということでお話し上げてるの

で、通告外だというふうに言われると、何もしゃべれないんです。

◎議長（水野孝一君）

範囲の問題ですので、あまりにも広げちゃうと通告から離れちゃってるんで。

◎7 番（小畑博司君）

町民生活全般について把握する必要があるというところで、どこに支援が必要なのかということを見極めるために私は必要だと思っているんです。

◎議長（水野孝一君）

通告出ているやつが、ほとんど質問されていないような再質問されているような感じがいたしますので。

◎7 番（小畑博司君）

まだ1 番の状態。

◎議長（水野孝一君）

そうですか、じゃあ明快に。

◎7 番（小畑博司君）

何か聞こえますけど、不規則発言じゃないんですか。

現状把握は十分になされているかというところで、お互いに把握すべきことを共通認識しようとしてお話しております。

あと介護を受けていらっしゃる方々、あるいは持病をお持ちで病院に定期的に通っておられる方、デイサービスの利用を受けておられる方が、3 密を避けるために病院へ行くのをためらう、あるいはデイサービスをためらう、そういったことが病気を悪化させたり、そういう懸念が新聞等でも報じられております。

当町においては、そんな状況というのは見られるのでしょうか。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

現状の把握という点からですけれども、幸いなことに本町及び会津地域においては感染者が出ておりませんので、当然ながら介護施設において、よく感染者が出たところでは閉鎖ということで対処しているみたいですけれども、本町においてはそういうことがありませんので、サービスについても減少したという話は今のところ聞いておりません。

ただ、医療機関におきましては、この前の坂下厚生病院の事務方と雑談でお話した際に、今はよっぽと回復してるんですけれども、先月においては、4 月、5 月においては2 割程度患者さんが少なくなってるというような話は聞いております。

◎7 番（小畑博司君）

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番（小畑博司君）

これも県内の新聞で報道されていることでありますけども、自宅にいる時間が多くなっている若者の中で、10 代での妊娠が、妊娠してしまった、あるいは妊娠だと思われるというような相談が急増しているというようなことも、このコロナ禍の中で出ているようであります。なかなか町としては、そういうのを把握するのは難しいかと思えますけれども、保健所等に相談がきているだろうと思えます。こんなことについては把握されてるのでしょうか。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

確かにネットを見ると、本日のヤフーのニュースの中にもそういった関連された記事はありましたけれども、本町においてはそういう事例というのは、私どものほうには入ってきてはおりません。

◎7 番（小畑博司君）

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番（小畑博司君）

4 月は過去最多で県内で 75 件あったそうです。会津というか、坂下というか、そこでどうなのかというのは私は存じ上げないんですけど、こんなこともあるということで、本当に思いもかけないようなところに影響が出ているのかなという思いでございました。

それで、私が提案申し上げましたように、8 時までコロナの相談室を開設したらどうかというところで、日中に相談できなかった方のために、商工観光班として土日相談を受け付けをしたんだけど、利用は 1 件でしたと。だから、夜間帯も含めた時間外の受け付けの必要性は大変少ないものと考えておりますというところなんです。土日に相談に来るというのは、どのくらい放送されて、理解されているのかわかりませんが、そういった相談、通知、皆さんにお知らせする、こういう時間帯にやってますよと、あるいは土日やってますよと、どこで、商工観光班。これはどの程度わかって、町民の方がわかってらっしゃるのか、そういうことを考えたときに、もっと本当に掴むためには、夜間 8 時までやってますということを告知して、必要性が大変少ないかどうかというのはね、やっぱりそういうこと、やることやってから、1 週間なら 1 週間、1 ヶ月なら 1 ヶ月、どのくらいコロナが続くかわからないので、やってみて、ああ、こうい

う時間帯には来ないということであればやめると、やっぱりできるだけ門戸を開いてそういう相談を受け付ける、拾うという努力はすべきじゃないかと思うんですけども、決めつけて必要性は大変少ないと、これはちょっと判断が早過ぎるんじゃないかというふうな思いするんですが、いかがですか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

私、1 回目の質問に対して答えた中で、感染拡大防止と、それから経済活動の両立ということでお話しました。その中で感染拡大を防止するための、やっぱり一つの方法としては、最低必要限なレベルはどこかというのも見極めることが、その両立につながるのではないかというふうに考えております。相談室のお話は確かにございましたけれども、現在、県内においても 30 日間連続で感染者も出てない状況もありますので、今後、もしもですけれども感染者が出たとか状況が変わった次第には、その状況を見ながら対応していくというのが現在考えられる姿ではないかというふうに考えております。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長(水野孝一君)

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

私はコロナ相談室を開設してはどうかということは、コロナに感染するかもしれないかあるでしょうけど、コロナ禍によって、もう仕事が無くなった、仕事をするのができなくなった、収入が無くなった、様々な影響が出てくることに対して、そういう市民の皆様様の悩みというか、お話を聞いてあげるためにということで申し上げているんで、そういう意味でもう一回ご返答いただきたいと思います。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

商工観光班のほうで、5 月は土日、毎週開設しまして相談業務に応じてきました。生活課長のほうから答弁ありました、今、1 件ということでありましたが、商工観光班のほうでは、融資制度を主に相談窓口。雇用というよりも融資制度の相談ということで窓口を開設いたしました。6 月も土日を開設するかということで商工観光班の中で協議し

まして、国の大幅な、融資制度の大幅な変更とか、新たな制度が始まったとか、というようなことがあれば、当然、土日開設して相談窓口を開きたいというような考えありましたが、今現在では予算の増額というのもありましたけれども、新たな施策というものはありませんでしたので、今回の 6 月については、6 月以降ですね、今現在では窓口の開設というのはやらないというふうに決定したところでございます。

今後、新たな制度かそういうのが出てきましたら、窓口の開設をしていきたいというふうに考えております。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長(水野孝一君)

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

あと農業業者の部分に関しては、あと連携して雇用の場を創出するということに関しては、共通認識に立てるような答弁でしたので再質問はございません。

いずれにいたしましても、私が最初に申し上げましたとおり、本当に状況をどのように正確に、あるいは細かく把握するかというのが、本当、行政にとって必要なことの大きな部分だと思います。それによって縦割り施策がどのくらい生きた政策、支援策になるのかということにつながりますので、私ども議員も、やっぱりしっかりとそういった見えない、ともすれば見えなくなる部分も含めて、状況を把握しながら、ともに何とか生き延びられる町にしていくために頑張りたいと思います。

これで私の質問を終わります。

◎議長(水野孝一君)

これをもって、小畑博司君の一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の一般質問を終わります。

明日 9 日は、午前 10 時より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

9 日の議事日程は当日配付いたします。

◎散会の宣告

◎議長(水野孝一君)

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

◎議会事務局長(佐藤仁一君)

議員の皆様にご連絡いたします。

議会改革特別委員会を大会議室において、行財政改革検討特別委員会を中会議室において開催いたしますので、ご参集願います。
(散会 午後 2 時 43 分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 6 月 8 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員